

An aerial photograph of a rural landscape. In the foreground, a wide, multi-lane asphalt road curves through a vast expanse of green agricultural fields. The fields are organized into a grid-like pattern. In the middle ground, there are several small buildings and structures, including what appears to be a school or community center with a red roof. The background shows a valley with more fields and a small town, with rolling hills under a bright sky with light clouds.

(案)

## 第4期

# 金ヶ崎町地域福祉計画

共に支え合い  
誰もが健やかで安心して暮らせる  
地域社会の実現

令和8年度～令和12年度

2026-2030

令和8年5月  
金ヶ崎町

# 目次

## 第1章 計画策定に当たって

1	計画策定の背景と目的	1
2	計画の位置付け	1
3	計画の期間	2

## 第2章 現状と課題

1	金ケ崎町の人口等の現状	3
	(1) 人口・世帯の推移	3
	(2) 将来人口	4
2	第3期地域福祉計画の評価	5
	(1) 共に支え合うことができる地域環境づくり	5
	(2) 支援を必要とする人が確実に福祉サービスを受けられる仕組みづくり	6
	(3) 地域福祉を担う人づくり	6
3	今後、取り組む必要がある課題等	7
	(1) 共に支え合うことができる地域環境づくり	7
	(2) 支援を必要とする人が確実に福祉サービスを受けられる仕組みづくり	7
	(3) 地域福祉を担う人づくり	8

## 第3章 計画の基本的な考え方

1	基本理念（将来像）	10
2	基本方針	10
3	基本目標	10
	(1) 共に支え合うことができる地域環境づくり	11
	(2) 支援を必要とする人が確実に福祉サービスを受けられる仕組みづくり	11
	(3) 地域福祉を担う人づくり	11
4	施策の体系	12

## 第4章 地域福祉推進のための施策

基本目標1	共に支え合うことができる地域環境づくり	13
1	安心して暮らせる生活支援体制の整備	13
	(1) セーフティネットの機能強化	13
	(2) 防災・避難行動要支援者支援の推進	14
	(3) ユニバーサルデザインの推進	15
2	関係団体の支援・活動強化	16
	(1) 社会福祉協議会の機能強化	16
	(2) 団体活動・地域活動の充実・支援	16
3	生活困窮を支え、孤立させない地域づくり	17
	(1) 生活困窮者の自立に向けた支援	17

基本目標2 支援を必要とする人が確実に福祉サービスを受けられる仕組みづくり	18
1 地域・関係機関のネットワークづくり	18
(1) 民生委員・児童委員活動の連携強化	18
(2) 相談体制・ネットワーク体制の充実	19
(3) 保健・医療・福祉・その他の関係団体との連携 (地域包括ケアシステムの推進)	20
2 地域福祉活動の推進	21
(1) 住民活動の促進	21
(2) 地域福祉活動の場づくり	21
3 福祉サービス利用の支援	22
(1) 利用者の立場に立った情報発信	22
(2) サービスの充実と質の向上	23
(3) 権利擁護と成年後見制度の推進	24
(4) 再犯防止に向けた社会復帰支援(再犯防止推進計画)	25
基本目標3 地域福祉を担う人づくり	26
1 福祉の心と尊重し合う気持ちを育む人づくり	26
(1) 互いに分かり合える人づくり	26
(2) 人権尊重社会の推進	27
(3) 福祉教育の推進	28
2 人材育成の推進	29
(1) ボランティア育成をサポート	29
(2) 活動のきっかけづくりをサポート	29
<b>第5章 計画の推進</b>	
1 社会福祉協議会等との連携・協働による計画の推進	31
2 町民、関係団体・関係機関、行政等の役割	32
(1) 町民の役割	32
(2) 地域コミュニティ組織(自治会等)の役割	32
(3) 関係団体・NPO・事業者等の役割	32
(4) 社会福祉協議会の役割	32
(5) 行政の役割	33
3 計画の進捗管理と実行性の確保	33
<b>資料</b>	
地域福祉計画アンケート調査結果	34
金ヶ崎町地域福祉計画策定委員会設置要綱	54
金ヶ崎町地域福祉計画策定委員会委員名簿	55
計画の策定経過	56

## 第1章 計画策定に当たって

### 1 計画策定の背景と目的

本町は、平成26年度（2014年度）から第1期地域福祉計画を開始し、「誰もが健やかで安心して暮らせる地域づくり」を基本理念として地域福祉の推進に取り組んできました。令和3年度（2021年度）からの第3期計画では、少子高齢化や社会的孤立などの社会課題への対応を重視し、「共に支え合い 誰もが健やかで安心して暮らせる地域社会の実現」という理念のもと、町民、事業所、関係団体、社会福祉協議会、行政が連携して地域福祉を推進してきました。

しかし、少子高齢化や担い手不足に加え、単身世帯の増加や価値観の多様化により、住民の抱える課題は深刻化しています。また、デジタル社会の進展により、オンラインでのコミュニケーションの普及が人々の関係性を変化させつつあります。対面での交流が減少する一方、デジタル技術を活用した新たな形のつながりが生まれるなど、地域で築いてきた従来の「関わり合い」の形が変わりつつあります。

また、地域が抱える問題は複雑化・複合化しており、従来の枠組みでは対応が難しい状況が生じています。例えば、8050問題や「ダブルケア（介護と育児の同時進行）」など、個人や世帯単位では解決が困難な課題が顕在化しています。

こうした背景を踏まえ、町民が安心して暮らすためには、福祉施策の推進のみならず、人と人との「つながり」を維持・構築しながら、地域全体で共に支え合い、課題を解決していく仕組みづくりが急務となっています。

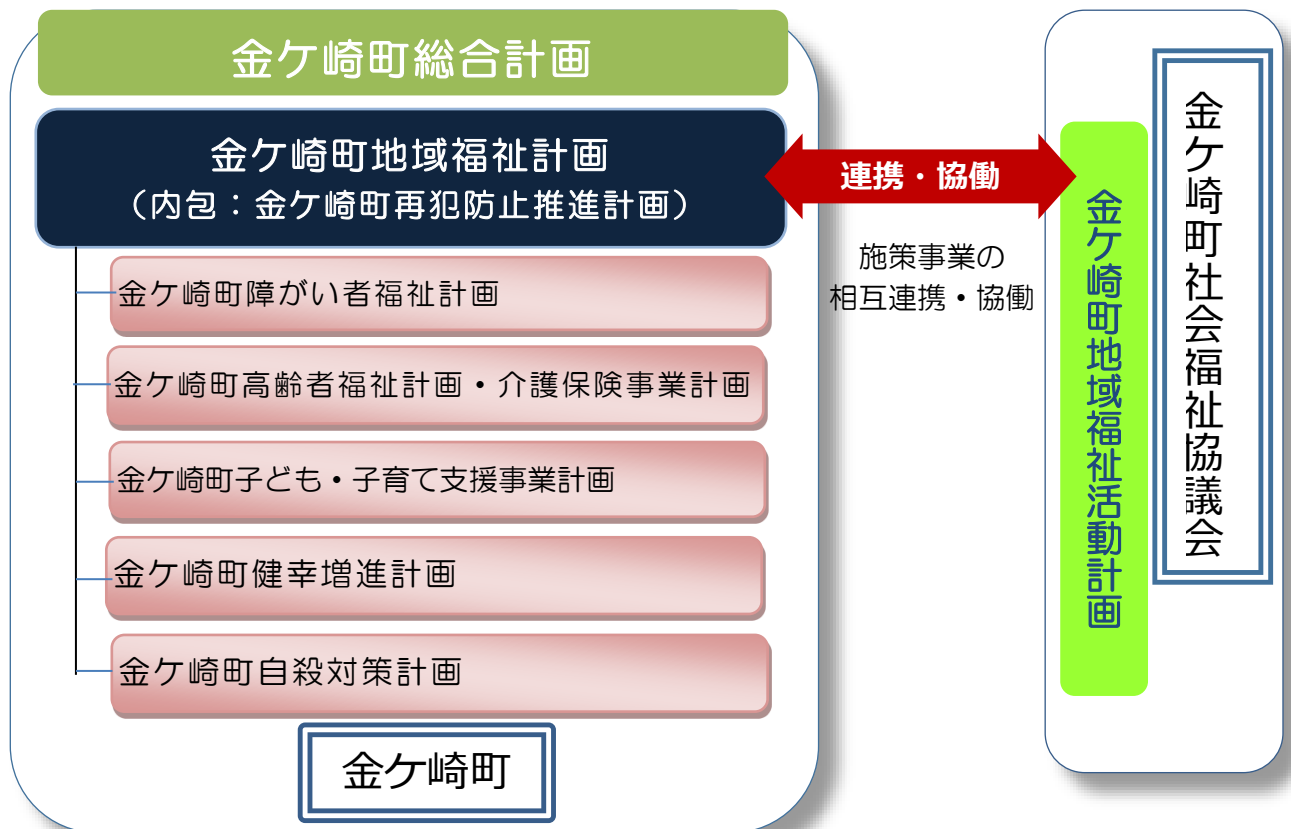
第4期計画は、これまでの歩みと社会情勢の変化を踏まえ、第3期計画の理念をさらに深化させ、住民一人ひとりの尊厳を守りながら、地域の特性に応じた持続可能な支え合う仕組みを確立するための指針として策定するものです。

### 2 計画の位置付け

- この計画は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定する市町村地域福祉計画として策定するものです。
- あわせて、再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）第8条第1項に規定する「市町村再犯防止推進計画」として位置づけます。
- 本計画は、金ケ崎町における地域福祉を推進するための施策展開の基本となるもので、地域福祉の理念・基本方針を定めるとともに、町民、行政、関係団体等が、それぞれの役割に基づいて取り組むべき地域福祉分野に関する活動の基本的方向を示すものです。
- この計画は、金ケ崎町総合計画のほか、保健、医療、福祉に関する各分野で策定されている計画等との整合や調和を図るとともに、金ケ崎町社会福祉協議会が策定する「金ケ崎町地域福祉活動計画」と連携しながら、本町の地域福祉の総合的な推進を図るものです。
- 各分野別の具体的施策、達成目標などについては、それぞれの計画に基づいて推進されることを基本とします。

### 3 計画の期間

計画期間は、令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの5年間とします。



社会福祉法（抄）（昭和26年法律第45号）

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- （1）地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- （2）地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- （3）地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- （4）地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- （5）前条第1項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

再犯の防止等の推進に関する法律（抄）（平成28年法律第104号）

（地方再犯防止推進計画）

第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

## 第2章 現状と課題

### 1 金ケ崎町の人口等の現状

#### (1) 人口・世帯の推移

本町の人口推移をみると、平成17年(2005年)をピークに減少に転じ、令和7年は15,071人となっています。

年齢3区分別人口では、0～14歳人口は年々減少し、少子化が進んでいます。15～64歳人口も平成12年(2000年)をピークに減少傾向です。一方、65歳以上人口は年々増加し、令和2年(2020年)は平成12年(2000年)の約1.5倍に増加しています。

また、年齢別構成は、65歳以上人口の割合が年々増加し、令和7年(2025年)には30.9%と、平成12年(2000年)から8.8ポイント増加しています。

(単位：人・%)

区分	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)	令和7年 (2025年)
人口	16,383	16,396	16,325	15,895	15,535	15,071
0～14歳	2,455 (15.0)	2,281 (13.9)	2,138 (13.1)	2,030 (12.7)	1,832 (11.9)	1,633 (10.8)
15歳～64歳	10,302 (62.9)	10,026 (61.1)	9,907 (60.8)	9,362 (58.9)	8,824 (57.2)	8,783 (58.3)
65歳以上	3,626 (22.1)	4,082 (24.9)	4,245 (26.1)	4,500 (28.3)	4,765 (30.9)	4,655 (30.9)

資料：国勢調査、令和7年は住民課住民基本台帳年齢別人口統計(2025年12月末時点)

世帯の推移をみると、平成12年から令和2年までの20年間で世帯数が974世帯増加しています。「核家族世帯」が700世帯、「単独世帯」が847世帯増加している一方、「その他親族世帯(3世代世帯等)」が615世帯減少しています。

(単位：世帯・%)

区分	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)
一般世帯	4,921	5,228	5,398	5,536	5,895
親族世帯	3,836 (78.0)	3,940 (75.4)	3,982 (73.8)	3,979 (71.9)	3,921 (66.5)
核家族世帯	2,157 (43.8)	2,361 (45.2)	2,497 (46.3)	2,671 (48.2)	2,857 (48.5)
夫婦のみ世帯	680 (13.8)	768 (14.7)	778 (14.4)	867 (15.7)	932 (15.8)
夫婦と子どもからなる世帯	1,128 (22.9)	1,169 (22.4)	1,222 (22.6)	1,290 (23.3)	1,353 (23.0)
その他の親族世帯 (3世代世帯等)	1,679 (34.1)	1,579 (30.2)	1,485 (27.5)	1,308 (23.6)	1,064 (18.0)
非親族世帯	4 (0.1)	10 (0.2)	49 (0.9)	51 (0.9)	42 (0.7)
単独世帯	1,081 (22.0)	1,278 (24.4)	1,367 (25.3)	1,506 (27.2)	1,928 (32.7)
65歳以上世帯員のいる世帯	2,380 (48.4)	2,581 (49.4)	2,688 (49.8)	2,773 (50.1)	2,850 (48.3)

資料：国勢調査

## (2) 将来人口

国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）による人口推計では、今後、人口減少が続き、2050年（令和32年）には、2020年（平成27年）から25.9%減の11,516人になると見込まれています。

また、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15歳～64歳）は減少傾向が続く一方、高齢者人口（65歳以上）は2045年（令和27年）まで増加すると予測され、高齢化率が2050年（令和32年）には、町民の40.8%まで増加することが見込まれています。

（単位：人・％）

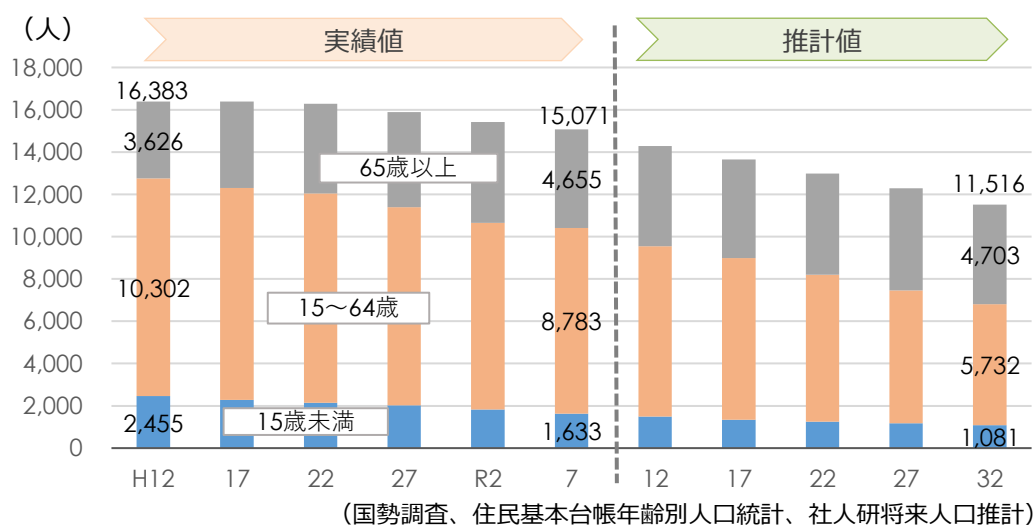
	2020年 (R2)	2025年 (R7)	2030年 (R12)	2035年 (R17)	2040年 (R22)	2045年 (R27)	2050年 (R32)
0～14歳	1,832 (11.9)	1,633 (10.8)	1,500 (10.5)	1,346 (9.9)	1,257 (9.7)	1,180 (9.6)	1,081 (9.4)
15～64歳	8,824 (57.2)	8,783 (58.3)	8,042 (56.3)	7,645 (56.0)	6,944 (53.5)	6,283 (51.1)	5,732 (49.8)
65歳以上	4,765 (30.9)	4,655 (30.9)	4,740 (33.2)	4,659 (34.1)	4,786 (36.9)	4,823 (39.3)	4,703 (40.8)
計	15,535	15,071	14,282	13,650	12,987	12,286	11,516
(再掲) 75歳以上	2,559 (16.5)	2,578 (17.1)	2,835 (19.9)	2,871 (21.0)	2,875 (22.1)	2,792 (22.7)	2,883 (25.0)

資料：社人研令和5年(2023年)推計（2020年は国勢調査、2025年は住民課住民基本台帳年齢別人口統計（2025年12月末時点））

町民の約4割が高齢者となる超高齢社会の到来は、地域活動の担い手不足を加速させます。こうした人口構造の変化は、従来の家族や近隣による支え合い機能を弱体化させる恐れがあります。

そのため、減少する生産年齢人口が過度な負担を負うことなく、多様な主体が緩やかに関わり合いながら、地域全体で生活を支え続ける「持続可能な福祉の仕組み」の構築が求められます。

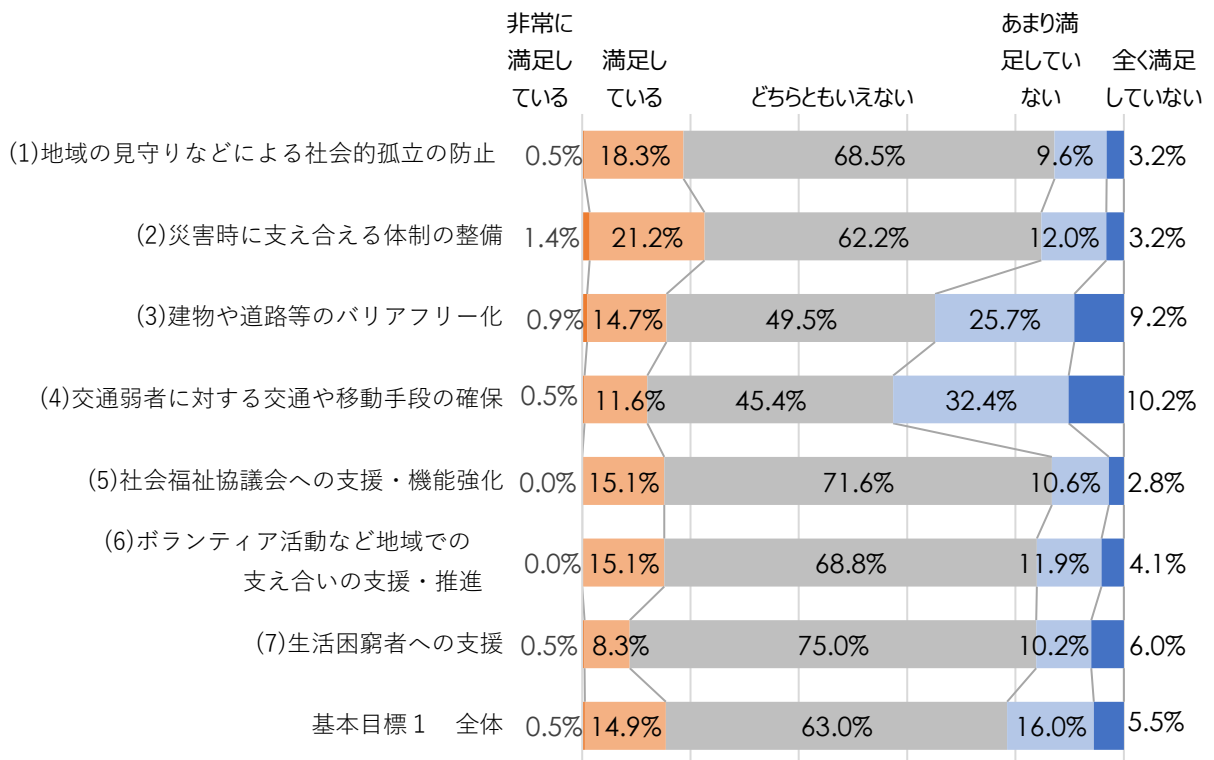
### ■金ヶ崎町の人口推移・将来人口推計



## 2 第3期地域福祉計画の評価

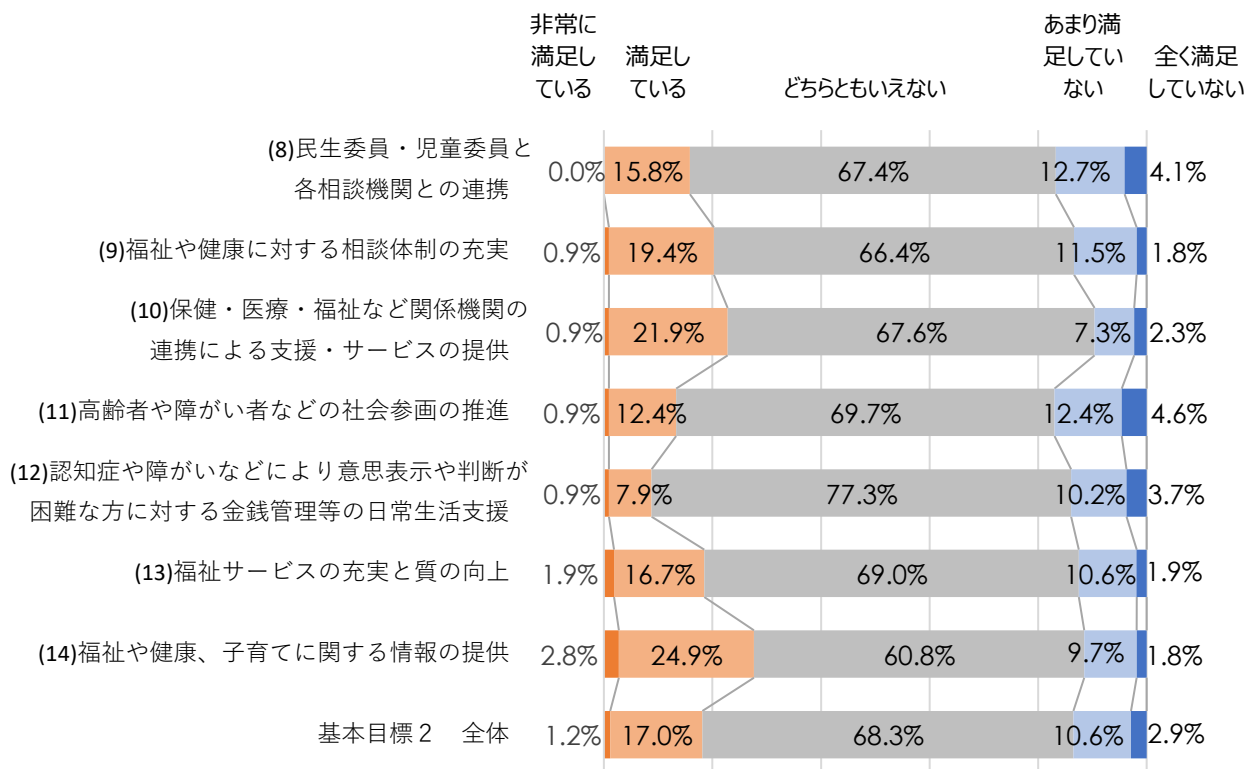
第3期計画では「共に支え合い 誰もが健やかで安心して暮らせる 地域社会の実現」を基本理念に掲げ、3つの基本目標のもと施策を展開してきました。各施策に対する満足度について調査した結果をもとに、施策の評価と次期計画に向けた課題を整理しました。

### (1) 共に支え合うことができる地域環境づくり



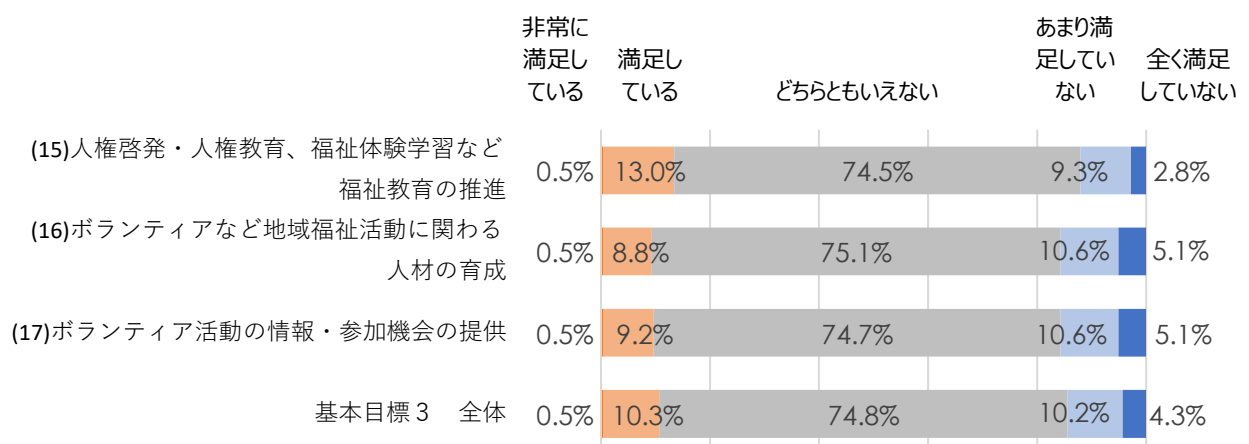
基本目標1に掲げる各施策を見ると、「建物や道路等のバリアフリー化」や「交通弱者に対する交通や移動手段に対する確保」に対する満足度が他の項目に比べ低い結果となっています。これは、高齢化の進展に伴い、通院や買い物といった日常生活に直結する移動の利便性に対し、住民のニーズが高まっていることが要因と考えられます。外出を支える基盤の整備は、社会参加を促すとともに、地域で孤立せず、安心して自分らしい生活を送り続けるための重要な要素です。地域の状況を考慮し、関係部局と情報を共有しながら、より効果的かつ効率的な施策のあり方を検討していく必要があります。

## (2) 支援を必要とする人が確実に福祉サービスを受けられる仕組みづくり



基本目標2全体では「満足している」と回答した割合が「満足していない」を上回る結果となりました。満足度が低い施策については、福祉サービスの認知度や利用しやすさに課題がある可能性が考えられます。多様化するニーズの把握に努めるとともに、個々の事情に配慮した柔軟な対応や施策の改善によって、誰もが必要なサービスを確実に受けられる体制づくりをさらに進める必要があります。

## (3) 地域福祉を担う人づくり



基本目標3全体では満足していると回答した人の割合が満足していないと回答した人の割合を3.7%下回っています。また、「どちらともいえない」が74.8%と他の基本目標に比べ高いことから、施策の浸透や住民生活との関わりを深めていく余地があると考えられます。特にボランティア関連施策の満足度が低い傾向にあることから、住民が関心を持ちやすい参加機会の提供や情報発信の工夫など、関係団体等と連携しながら施策の改善を図る必要があると考えます。

### 3 今後、取り組む必要がある課題等

地域福祉の推進においては、地域を基盤とした重層的で包み込むような支援体制の整備をしながら、「共に支え合い、障がいのある人もない人も、年齢にかかわらず、人としての尊厳を持ち、家族や地域の中で安心して自立して暮らせる地域社会」を目指し、取り組んでいく必要があります。

前述の調査結果では、移動手段の確保といった基盤整備への高いニーズや、地域活動に対する関心の醸成など、解消すべき課題が浮き彫りとなりました。これらを踏まえ、今後、取り組む必要がある課題等を次のとおり整理しました。

#### (1) 共に支え合うことができる地域環境づくり

地域からの孤立を防ぎ、いつまでも安心して住み慣れた地域で暮らし続けるためには、物理的・心理的な障壁を取り除き、誰もが外出しやすく交流しやすい環境を整えるとともに、地域コミュニティによる見守りや支え合いが一体となった環境づくりが必要です。

##### 【今後の課題】

##### ・日常生活を支える移動・歩行環境の整備

アンケート調査で課題となった「建物や道路のバリアフリー化」や「移動手段の確保」は、高齢者や障がい者の社会参加に直結する要素です。関係部局と情報を共有し、福祉的な視点から、地域の実情に応じた効果的かつ効率的な生活基盤の整備を検討していく必要があります。

##### ・重層的な見守りとセーフティネットの強化

単一の福祉サービスだけでは解決できない複雑な困りごとや、既存の制度に当てはまらない生活上の課題に対応するため、社会福祉協議会との連携・機能強化を図る必要があります。

地域の見守りによって発見された「生活の異変」を、社協等による専門的な支援につなげる体制を整え、早期の相談・支援によって地域全体の「支え合い機能」を高めていくことが求められます。

##### ・災害時における「共助」の体制整備

災害時避難行動要支援者名簿の活用や個別の避難計画の質を向上させるとともに、非常時に地域で支え合える実効性の高い体制を構築し、地域全体の防災力を強化していくことが課題となっています。

#### (2) 支援を必要とする人が確実に福祉サービスを受けられる仕組みづくり

多様化・複雑化する暮らしの問題に対し、行政や関係機関が連携して対応し、支援を必要とする人が適切な相談先やサービスを迷わず選択し、確実に必要な支援にたどり着ける仕

組みを構築することが重要です。

### 【今後の課題】

#### ・ 包括的な相談体制と多機関連携の強化

民生委員・児童委員、各相談機関、保健・医療・福祉の関係者が情報を共有し、相談や支援が包括的に展開される体制を強化する必要があります。特に、複数の課題を抱える世帯に対し、分野を超えた関係機関が連携して支援を提供できる仕組みづくりが求められています。

#### ・ 情報のアクセシビリティ（入手しやすさ）の向上

アンケート調査で課題となった「サービスの利用しやすさ」を改善するため、福祉や健康、子育てに関する情報の提供方法を再検討する必要があります。パンフレット等の広報媒体に加え、デジタルも活用した視覚的に分かりやすい情報発信を行うなど、支援を必要とする人に情報が確実に届く「プッシュ型」の支援も視野に入れた工夫が不可欠です。

#### ・ 福祉サービスの質の向上と社会参画の機会確保

提供される福祉サービスの質を継続的に検証・向上させるとともに、高齢者や障がい者がその意向に基づき、住み慣れた地域で活動できる機会を確保することで、誰もが役割を持って生活できる環境を維持していく必要があります。

#### ・ 権利擁護と日常生活支援の充実

認知症や障がいなどにより自ら意思表示や判断をすることが困難な方々が、不当に権利を侵害されることなく、金銭管理などの日常生活支援を確実に受けられる体制を整える必要があります。成年後見制度の啓発や利用促進など、本人の意思を尊重しながら地域で支える仕組みを強化することが課題です。

### （3）地域福祉を担う人材づくり

地域福祉の担い手不足や活動の固定化が懸念される中、ボランティア活動を一部の層に限定せず、若い世代を含む幅広い住民が自分事として福祉を捉え、自発的に参加できるきっかけづくりが必要です。

### 【今後の課題】

#### ・ ボランティア活動等の参加促進と機会の創出

アンケート調査において、ボランティア関連施策への関わりが十分でない現状が示されたことを受け、関係団体等と連携し、町民が関心を持ちやすい参加機会の提供や情報発信を工夫する必要があります。特に情報発信については、従来の広報紙に加え、デジタル媒体も活用することで、若い世代や現役世代の目に留まりやすい発信を推進していくことが重要です。あわせ

て、現役世代が日常生活の中で無理なく参加できる柔軟な仕組みを検討し、活動の輪を広げていくことが課題となっています。

#### ・ 地域活動・ボランティア活動の負担軽減と多様な関わり方の推進

地域活動において特定の個人に負担が集中することを避け、誰もが自身の可能な範囲で参加できるよう、受け入れ側の体制整備や環境づくりを推進する必要があります。短時間や単発での参加、得意分野を活かした協力など、一人ひとりのライフスタイルに合わせた多様な関わり方を認める仕組みを整えるとともに、活動者が互いに負担を補い合いながら無理なく継続できる柔軟な協力体制を構築していくことが求められます。

#### ・ 幅広い世代への福祉教育と意識啓発の推進

アンケート調査結果から、福祉施策が住民生活に十分浸透しきれていない現状が見て取れるため、福祉をより身近なものとして実感できる広報や啓発活動を強化する必要があります。また、学校教育や地域の各種イベントを通じて、世代を超えて助け合いの重要性を学ぶ機会を増やし、地域全体で福祉意識を醸成していくための土台づくりが必要です。

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念（将来像）

#### 共に支え合い 誰もが健やかで安心して暮らせる 地域社会の実現

町民誰もが、年齢や性別、障がいの有無に関わりなく、人としての尊厳を持ち、住み慣れた地域や家庭の中で安心して自立した生活ができる地域社会の実現を目指します。

この理念を具現化するため、本計画の策定にあたり住民調査を実施したところ、生活の基盤となる移動や情報、そして支え合いのきっかけづくりに関する課題が示されました。第4期計画では、この結果を真摯に受け止め、これまでの理念を継承しつつも、住まいが点在し広範な生活圏を持つ本町特有の実情に即した、より実効性のある施策を推進します。

また、本計画は、保健福祉分野の各個別計画の指針となる上位計画として共通の理念を掲げるものです。分野固有の施策、達成目標等については、各個別計画に基づいて推進します。

この基本理念のもと、町民・関係団体・行政がそれぞれの役割を果たしながら、共に支え合う地域づくりを推進するため、次の基本方針を定めます。

### 2 基本方針

町は、町民生活に必要な不可欠な福祉サービスの安定的な供給と、「多様な主体の参画によるまちづくり」を後押しする仕組みや環境づくり、人材育成などの役割を担います。

また、地域福祉施策の推進と仕組みづくりなどを通して、幅広い町民の主体的な参加と、町民、行政、関係機関、事業者、地縁団体、ボランティア団体・NPOの多様な主体のまちづくりへの参画を推進します。

これらのことを踏まえ、本計画では、住民調査で示された「日々の暮らしにおける不安」や「情報の届きにくさ」といった課題を真摯に受け止め、「自助・互助・共助・公助」の連携の下、誰もが住み慣れた地域や家庭で自分らしく暮らし続けられる仕組みを構築します。

「多様な主体の協働」と「地域の特性に応じた持続可能な仕組みづくり」を基本方針の柱とし、次の3つの基本目標を軸として、すべての人がいきいきと安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指します。

### 3 基本目標

本計画では、第3期計画で掲げた「共に支え合うことができる地域環境づくり」をはじめとする3つの基本目標を継承します。第3期計画期間中、新型コロナウイルス感染症の影響等により地域活動が制約される場面もありましたが、本町が目指す「支え合いの姿」の根幹は変わりません。第4期計画期間においては、これまでの目標を堅持しつつ、社会情勢の変化に合わせた施策を展開することで、基本理念の実現を図ります。

### 基本目標1 共に支え合うことができる地域環境づくり

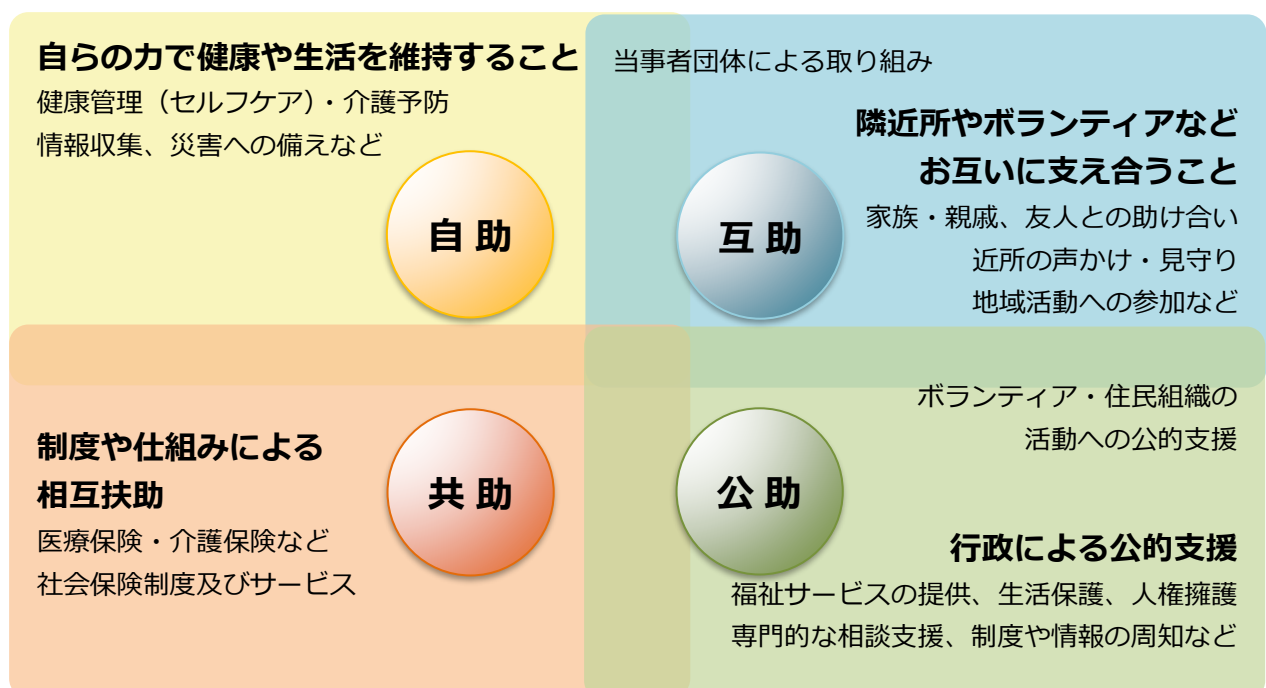
一人ひとりが地域の一員として尊重され、自立した生活を送ることができるよう、互いに支え合う地域環境の整備を推進します。生活圏が広範な本町の実情を踏まえ、地域拠点を活用した交流の場の確保や「互助」のネットワーク形成により、物理的な距離による不自由や不安を軽減します。また、日常生活の見守りから災害時の避難支援に至るセーフティネットを強化するとともに、ユニバーサルデザインの推進や生活困窮者への自立支援を通じて、誰もが社会とのつながりを持ち、安心して暮らし続けられる基盤を構築します。

### 基本目標2 支援を必要とする人が確実に福祉サービスを受けられる仕組みづくり

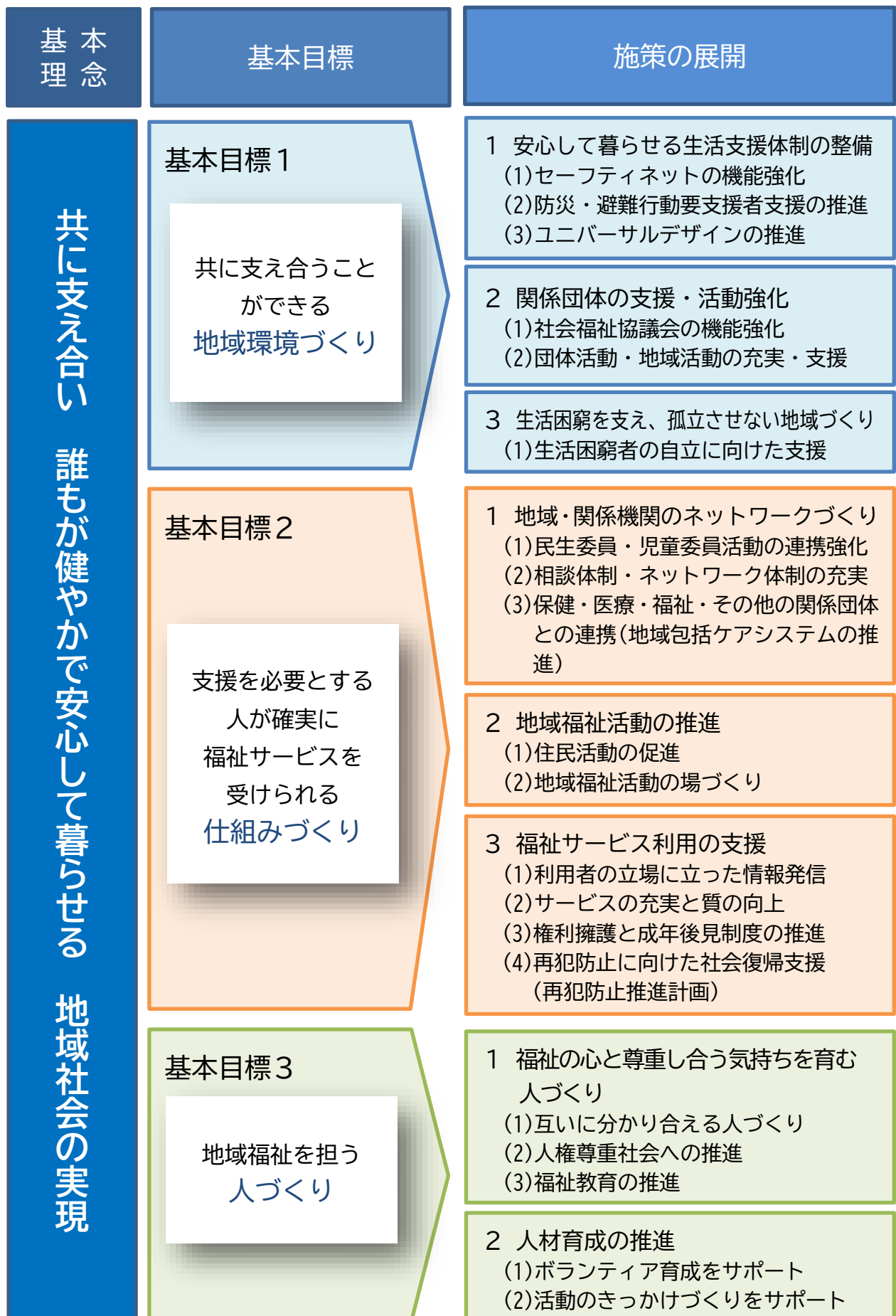
支援を必要とする人が適切かつ確実に福祉サービスを受けられるとともに、サービス利用者の権利が尊重され、必要なサービスが利用しやすい仕組みを構築します。「必要な情報が届いていない」という状況を解消するため、行政と関係機関、地域住民が連携し、対象者の生活状況に合わせた丁寧な情報伝達や、孤立を防ぐための継続的な見守り・相談支援体制を強化します。また、成年後見制度の推進による権利擁護や、再犯防止に向けた社会復帰支援など、誰もが地域社会から孤立することなく、地域社会で安心して暮らし続けられる包括的な支援体制を目指します。

### 基本目標3 地域福祉を担う人づくり

住み慣れた地域で誰もが地域の一員として尊重され、自立した生活を送ることができるよう、お互いを認め、支え合うことができる地域福祉を担う人づくりを推進します。ボランティア活動等の担い手不足に対し、多様化するライフスタイルに合わせた無理のない参加形態を提示することで、若い世代や現役世代を含めた幅広い層の参画を促し、次世代へつなげる支え合いのネットワークを広げます。



## 4 施策の体系



## 第4章 地域福祉推進のための施策

### 基本目標1 共に支え合うことができる地域環境づくり

#### 1 安心して暮らせる生活支援体制の整備

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、「日常の見守り」と「災害時の避難支援」の両面からセーフティネットの強化を図ります。また、高齢者や障がいのある人等が、地理的な制約に関わらず積極的に社会参加できるよう、公共施設や道路等のユニバーサルデザイン化や移動手段の確保に取り組みます。

##### (1) セーフティネットの機能強化

###### 現状と課題

- 町内においても単身世帯や高齢者のみ世帯が増加しており、近所付き合いの希薄化や家族形態の変化に伴い、地域から孤立するリスクが高まっています。これまで、民生委員・児童委員による定期的な訪問や緊急通報装置の設置等により、安全確保に努めてきました。
- 近隣関係の希薄化や、居住エリアが広範にわたる地域における住まいの点在など、地域ごとの居住実態の違いにより、日常的な異変に気づきにくい側面があります。また、見守り活動を担う地域役員等の高齢化も進んでおり、従来の訪問活動だけでは、多様化する生活課題のすべてを把握することが難しくなっています。

###### 施策の方向

- 住み慣れた地域で、誰もが生涯にわたり安全に安心して暮らすことができるよう、また支援を要する人が地域の中で孤立することのないよう、地域住民相互の信頼関係に基づく日常の見守りや声かけ活動を支援します。併せて、見守り活動を担う方の負担が過度なものとならないよう、行政や関係機関、民間事業者等の既存のネットワークを有効に活用し、地域全体で異変を察知し、適切な支援へ繋げるための重層的な体制構築に取り組みます。

###### 具体的な施策

###### ◇ひとり暮らし高齢者等の見守り体制の充実

民生委員・児童委員や地域住民による日常적인見守り活動に加え、民間事業者等と連携した「地域見守りネットワーク」を強化し、異変の早期発見と迅速な対応ができる体制を整えます。

###### ◇障がい者やその家族への寄り添い支援

障がいのある人やその家族が孤立しないよう、専門機関による相談支援を充実させ、必要なサービスに確実につなげる体制を整えます。あわせて障がいや特性への理解を深める啓発を行い、自分らしく外出や社会参加ができる地域づくりを推進します。

###### ◇地域の生活課題や支援を必要としている人の把握

高齢者、障がい者、子育て世帯、生活困窮者、外国人など、支援を必要としながらも表面化しにくい世帯の状況を把握するため、家庭訪問や窓口・関係機関を通じた実態把握に努めます。

###### 主な関連事業

- ・地域見守りネットワーク（保健福祉センター、事業所等）

- ・徘徊SOSネットワーク（保健福祉センター、警察署）
- ・緊急通報装置貸与事業（保健福祉センター、消防署等）
- ・ゲートキーパー養成講座（保健福祉センター）
- ・配食サービス事業（社会福祉協議会）

## （２）防災・避難行動要支援者支援の推進

### 現状と課題

- 災害時に自力で避難することが困難な「避難行動要支援者<sup>※1</sup>」の名簿作成・更新を行っています。住まいが点在する本町の実情では、発災直後の迅速な安否確認が困難となる恐れがあるため、個人情報の保護に配慮しつつ、平常時から近隣住民や関係団体間で情報を共有し、顔の見える関係性を築くことが不可欠です。
- 近年の気象災害の激甚化・頻発化を踏まえ、名簿の作成に留まらず、「誰が・どこへ・どうやって」避難させるかを定めた「個別避難計画」の策定と、実効性を高めるための継続的な訓練が必要です。

### 施策の方向

- 個人情報の適切な取り扱いを整理したうえで、地域住民、行政、関係機関が一体となり、発災時に迅速な要配慮者<sup>※2</sup>の安否確認や避難支援が行える体制づくりを推進します。
- 災害時に特別な配慮を必要とする方が安心して避難生活を送れるよう、福祉避難所の体制整備や、支援の要となるボランティアの育成・ネットワーク化を図ります

### 具体的な施策

- ◇避難行動要支援者への理解促進と登録支援
 

災害時に「誰一人取り残さない」避難支援を実現するため、避難行動要支援者の登録と地域の理解を進めます。関係機関と連携し、日常的な関わりを基盤とした避難支援体制を構築します。
- ◇地域の防災体制づくり、防災訓練の促進
 

地域の地理的状況や要支援者の特性を踏まえた避難誘導や救出援護等をはじめとする防災訓練の実施を促進します。
- ◇福祉避難所の確保
 

避難所生活において特別な配慮を必要とする方のための「福祉避難所」について、対象者やその家族が適切に利用できるよう、設置・運営に係る平常時の訓練の実施を図るとともに利用方法等の周知を行います。

### 主な関連事業

- ・要支援者名簿・同意者名簿の作成及び管理（保健福祉センター）
- ・個別避難計画の作成（保健福祉センター）
- ・支え合い福祉マップ作成事業（社会福祉協議会）
- ・福祉避難所の協定（保健福祉センター、福祉事業所）

※1 避難行動要支援者

要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難で避難の確保に支援を要する者（災害対策基本法による定義）のことで、一般的に要介護認定を受けている高齢者、障がい者等をいいます。市町村は避難行動要支援者の把握に努め、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者名簿を作成する必要があります。

※2 要配慮者

災害時に特に配慮を要する者（災害対策基本法による定義）で、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児のほか、傷病者、アレルギー等の慢性疾患を有する者、日本語が分からない外国人、その場所の地理に疎い旅行者なども含まれます。市町村は、要配慮者が滞在する避難所等において良好な生活環境の確保に努める必要があります。

### （3）ユニバーサルデザインの推進

#### 現状と課題

- 高齢化に伴う機能低下や障がいの多様化等により、日常生活における移動や外出に困難を感じる人が増加しています。広範な生活圏を持つ本町において、すべての人が安全に外出できるよう、公共施設や主要な歩行ルート等の環境整備が求められています。
- 農村地帯が広がる本町の特性上、全域のバリアフリー化を一斉に進めることは困難であるため、利用頻度の高い拠点周辺の重点的な整備や、行政情報の分かりやすい発信など、ソフト・ハード両面からの多面的なアプローチが必要です。

#### 施策の方向

- 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし、社会参加ができるよう、住まいや公共スペースのバリアフリー化を推進します。

#### 具体的な施策

◇生活拠点や住まいのバリアフリー化の推進

高齢者や障がい者が利用する主要な公共施設等のユニバーサルデザイン化を推進するとともに、住み慣れた自宅での生活が継続できるよう、住宅の改修支援や相談体制の充実を図ります。

◇多様な移動手段とアクセスの確保

公共交通機関の利便性向上に努めるとともに、既存の福祉タクシーや福祉有償運送などの移動支援サービスを組み合わせ、地理的な制約に関わらず外出ができる環境づくりを推進します。

#### 主な関連事業

- ・高齢者及び障がい者にやさしい住まいづくり推進事業（保健福祉センター）
- ・町コミュニティバスの運行（都市建設課）
- ・高齢者・身体障がい者福祉タクシー事業（保健福祉センター）
- ・身体障がい者自動車改造費補助事業（保健福祉センター）
- ・福祉有償運送の利用支援（社会福祉協議会等）
- ・買い物支援バス事業（社会福祉協議会）

- ・福祉センター整備事業（社会福祉協議会）
- ・心のバリアフリーに関する啓発（保健福祉センター、社会福祉協議会等）

## 2 関係団体の支援・活動強化

地域住民の多様な福祉課題に対応するため、社会福祉協議会との連携を強化し、地域活動の基盤を支えます。また、ボランティアやNPO、コミュニティビジネスなど、多様な主体がそれぞれの強みを活かしてまちづくりに参画できる環境づくりを推進します。

### （1）社会福祉協議会の機能強化

#### 現状と課題

- 社会福祉協議会は、地域福祉の推進役として機動性と柔軟性を持ち、ボランティア活動や住民による助け合いを支える重要な役割を担っています。
- 高齢化の進行とともに、高齢者世帯等の増加が著しいことや、子育てに対する見守り・支援、障がいのある人が安心して暮らせる地域づくり等、地域での福祉活動の役割は一層重要となっています。
- 複雑化する地域課題に対応するため、単独の支援に留まらず、行政や関係機関、地域住民を繋ぐ「コーディネート機能」のさらなる充実が求められています。

#### 施策の方向

- 町は、社会福祉協議会のボランティアの養成や生活支援コーディネーターの配置をはじめとした様々な地域福祉活動の推進事業に対し支援を行います。
- 様々な活動組織や専門機関等との連携・協働を促進し、幅広い支援活動が行えるよう、社会福祉協議会のコーディネート機能の強化を支援します。

#### 具体的な施策

##### ◇社会福祉協議会の運営支援と基盤強化

地域福祉の専門組織として、社会福祉協議会が安定的に活動を継続できるよう支援を行うとともに、ボランティアの養成や子どもや高齢者等の居場所づくりなど、住民が主役となる活動の場づくりを促進します。

##### ◇相談・情報・活動を繋ぐコーディネート機能の強化

生活支援コーディネーターを中心に、分野を超えた団体や専門機関とのネットワークを構築します。困りごとを抱える住民と、それを支える活動（資源）を適切に繋ぐ体制を強化します。

#### 主な関連事業

- ・社会福祉協議会事業費補助金（保健福祉センター）
- ・生活支援コーディネーター設置事業（地域包括支援センター、社会福祉協議会）

### （2）団体活動・地域活動の充実・支援

#### 現状と課題

- 地域の生活課題が複雑化する中、特定の目的を持って活動するボランティア団体やNPOな

どは、その専門性や柔軟性を活かした独自の支援が期待されています。

○一方で、こうした団体は「担い手の固定化」や「活動資金の確保」などの課題を抱えており、活動を継続するための仕組みづくりが必要です。町や社会福祉協議会は、活動に関する情報の集約や相談、関係機関との調整を行うことにより、地域活動が円滑に行われるための環境整備を図る必要があります。

#### 施策の方向

□ボランティア団体やNPO等が、その強みを活かして持続的に活動できるよう、情報提供や活動場所の確保、ネットワーク化などの支援を行います。

□生活支援コーディネーターを中心に、地域の多様なニーズに対し活動主体が適切に結びつくよう、ニーズの把握と活動内容の整理に務めます。

#### 具体的な施策

##### ◇団体活動の継続・発展へのバックアップ

団体の運営に必要な情報（助成金やノウハウ等）の提供や、活動拠点となる場所の活用、団体同士が繋がるための交流機会の創出を図ります。

##### ◇活動情報の整理と周知

「自分にできることで協力したい」という町民が、自分に合った団体や活動を簡単に見つけられるよう、活動情報の整理と積極的なPRを行います。

#### 主な関連事業

- ・福祉センター活用事業（社会福祉協議会）
- ・ボランティア関係福祉団体等への支援（保健福祉センター、社会福祉協議会等）

### 3 生活困窮を支え、孤立させない地域づくり

経済的な困窮に加え、ひきこもりや疾病、孤独など、複合的な課題を抱えた生活困窮者の自立を促進するため、相談支援体制を強化します。社会福祉協議会をはじめとする関係機関と密接に連携し、一人ひとりの状況に寄り添った包括的・継続的な支援を行うことで、地域の中で孤立することなく、自立した生活への復帰ができるよう支えます。

#### （1）生活困窮者の自立に向けた支援

##### 現状と課題

○社会情勢の変化に伴い、経済的な困窮に加え、社会的な孤立や心身の不調など、複数の課題が複雑に絡み合ったケースへの対応が重要となっています。

○特に、失業や病気、家族の介護などをきっかけに、自ら声を上げられずに生活が立ち行かなくなる「見えにくい困窮」への対応が課題です。こうした方々は、相談窓口に繋がりにくいため、地域の見守りの中での小さな変化から、困りごとのサインを早期に発見する体制が必要です。

##### 施策の方向

□生活困窮者が地域の中で孤立することなく、周囲の気づきから早期に適切な支援につながる環境を整えます。相談窓口の充実を図るとともに、地域の多様なつながりや支援活動を活かして、一人ひとりの状況に応じた必要な支援に努めます。また、社会福祉協議会をはじめとする

関係機関と連携し、生活困窮者の自立支援に努めます。

### 具体的な施策

#### ◇自立に向けた相談・繋ぎの支援

生活困窮者の状況を把握し、生活保護制度を必要とする場合には円滑な申請を支援します。また、生活困窮者に自立支援に関する情報を提供し、地域の中で孤立させず、必要な支援に結び付けます。

#### ◇経済的支援と相談機能の連動

社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付事業等と連携し、単なる資金の貸付に留まらず、家計改善の助言や継続的な見守りなど、相談支援をセットで行う体制を強化します。

### 主な関連事業

- ・相談窓口の充実（保健福祉センター、社会福祉協議会、民生委員・児童委員）
- ・訪問調査（保健福祉センター）
- ・生活困窮者自立支援事業（社会福祉協議会）
- ・生活福祉資金（社会福祉協議会）
- ・子どもの学習支援事業（保健福祉センター）

## 基本目標2 支援を必要とする人が確実に福祉サービスを受けられる仕組みづくり

### 1 地域・関係機関のネットワークづくり

町では、地域で支援を必要とする人に適切にサービスが提供されるよう、行政機関と福祉サービス（介護保険サービスを含む）提供者との連携を強化します。また、町民の多様な相談に対応できるよう、地域包括支援センターや社会福祉協議会、民生委員・児童委員のネットワーク構築を進めます。さらに、地域の団体や関係機関等をつなぎ、新たなサービスの開拓や活動につなげられるよう、トータルコーディネートを図ります。

#### （1）民生委員・児童委員活動の連携強化

##### 現状と課題

- 民生委員・児童委員は、住民の生活状況の把握や相談支援を行う最も身近な相談相手であり、町や警察署等の関係機関と連携して地域を見守っています。
- 生活課題の複雑・多様化により、委員が担う役割や負担が増大しています。担い手不足に加え、専門的な知見を要するケースが増えるなど、委員個人での対応では困難な課題への支援体制が求められています。
- 相談窓口は、対象者や内容に応じて専門的な相談機関がありますが、相談が必要な人にとっては、どこに相談に行けばいいのかという情報が必要です。
- 複合的な内容については、相談者が窓口を転々とすることなく適切な支援にたどり着けるよう、各種相談窓口の充実と、社会福祉協議会、民生委員・児童委員が行う相談活動との連携強化を進める必要があります。

##### 施策の方向

□民生委員・児童委員の活動を町民に広くPRし、活動への理解と協力を促進します。また、社会福祉協議会との連携協力のもと、関係団体や関係機関とネットワークを充実します。

### 具体的な施策

◇民生委員・児童委員活動の周知

ひとり暮らし高齢者に対する支援をはじめ、地域の中で様々な活動を行っている民生委員・児童委員の活動について、町民の理解を深めます。

◇相談支援機関との包括的な連携促進

民生委員が把握した課題に対し、保健福祉センター・地域包括支援センター・社会福祉協議会等の専門職が連携して対応する体制を強化し、民生委員が孤立しない仕組みを整えます。

### 主な関連事業

- ・ 民生委員・児童委員と各種相談員の連携
- ・ 民生委員・児童委員向け研修会（定例会の開催、困難事例への対応力の向上）
- ・ 民生委員・児童委員定例会の開催（情報共有と相談体制の維持）

## （２）相談体制・ネットワーク体制の充実

### 現状と課題

- ダブルケア<sup>※4</sup>やヤングケアラー<sup>※5</sup>、8050問題<sup>※6</sup>など、課題が複雑に絡み合った世帯への支援には、多機関の協働による包括的な支援体制とコーディネート機能の強化が必要です。
- 相談内容の多様化・複雑化に対応するため、総合相談窓口となり得る職員の育成や、専門性の向上を図る必要があります。
- 引き続き職員の資質の向上に努めるとともに、地域での身近な相談窓口として地域包括支援センターや民生委員・児童委員による相談機能等、利用しやすい相談体制の充実に努める必要があります。

### 施策の方向

- 町民の相談に適切に対応できるよう、身近な相談窓口から専門相談機関まで連携を強化し、制度によるサービスにつなげます。また、地域団体や関係機関が連携して、新たなサービスや活動につながるよう、地域福祉に関わる人々の情報交換や連携の場づくりを促進します。
- 身近な地域の相談窓口として、町民に対し民生委員・児童委員の周知を図るとともに、専門的な相談も受けられる体制づくりとして、地域包括支援センター機能の充実に努めます。また、地域包括支援センター職員をはじめ、窓口業務の資質の向上を図ります。
- 複合的なケースや困難事例については、庁内関係課等での協議や調整等による対応を図るとともに、県等専門相談機関等との連携を強化し、適切な対応を図ります。

### 具体的な施策

◇地域の身近な相談窓口と行政の各担当窓口等との連携推進

「専門性が高い」や「複合的」といった町民の相談に対して適切な対応ができるよう、民生委員・児童委員、障がい者相談員等、地域の中の相談員と行政窓口との連携を進めます。

## ◇相談機関と行政各担当窓口、専門相談機関同士の連携強化

地域の相談員からの相談や町行政窓口での相談等に迅速かつ適切に対応するため、行政各担当窓口と専門相談機関との連携や、必要に応じて専門相談機関同士の連携強化を図ります。

## 主な関連事業

- ・行政窓口と各相談員、委員との連携強化（地域包括支援センター、こども家庭センター、家庭教育相談及び県等専門相談機関等）
- ・障がい者基幹相談支援センター※<sup>7</sup>事業（社会福祉協議会）

## ※4 ダブルケア

子育てと親や親族の介護が同時に発生している状態のことをいいます。晩婚化や出産年齢の高齢化が進み、子育ての時期と親の介護が必要になる時期が重なるようになったことが背景にあります。

## ※5 ヤングケアラー

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている、18歳未満の子どものことをいいます。

## ※6 8050問題

80代の親が50代の子の生活を経済的・精神的に支えることで、親子ともに困窮や孤立に陥ってしまう社会問題をいいます。親の経済的困窮や要介護状態に加え、子どもの社会的孤立の長期化（ひきこもり、離職、障害など）・高齢化などが背景にあり、親の衰えや病気による親子共倒れが懸念されています。

## ※7 基幹相談支援センター

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の相談を総合的に行い、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関をいいます。

## (3) 保健・医療・福祉・その他の関係団体との連携（地域包括ケアシステムの推進）

## 現状と課題

- 地域の健康づくりの推進として各種検診、予防接種の円滑な実施体制を医療機関、検診機関の協力を得て実施しています。
- 医療機関の減少、医療従事者の確保が課題となっています。地域によっては高齢者、小児、妊婦等の受診が困難となっています。
- 高齢者、障がい者、子どもなど世帯全体で複数の課題を抱えるケースに対し、各専門機関が単独で対応するのではなく、分野を越えた情報共有や協力体制の構築が求められています。

## 施策の方向

- すべての人が住み慣れた地域で自立した生活を営み、ライフステージを通して適切な支援ができるように医療や介護、介護予防、住まい、福祉サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム※<sup>8</sup>」のさらなる推進を図ります。
- 地域における多様なニーズに対応するため、かかりつけ医師、行政、社会福祉協議会、民生委

員・児童委員、関係団体が連携することによる横断的なケアマネジメントを推進します。

### 具体的な施策

#### ◇保健・医療・福祉分野の横断的連携の推進

子育て支援、高齢者福祉、障がい者福祉分野において、保健、医療、福祉分野のサービス事業者・専門機関の分野横断的な連携を促進し、複数の課題を抱える要支援者に対してサービスの提供を総合的に調整する体制を強化します。

#### ◇地域包括ケアシステムの推進

高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制を推進します。

### 主な関連事業

- ・地域包括ケアシステムの推進（保健福祉センター）
- ・地域医療体制の確保（医療機関の連携）（保健福祉センター）

## ※8 地域包括ケアシステム

高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的の下で、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう地域の包括的な支援・サービスを提供する体制をいいます。

## 2 地域福祉活動の推進

地域の様々な生活課題に対応し、地域住民や地域団体等が自主的に支え合いや助け合いの活動を進められるよう、地域活動を支援します。また、地域で支え合いや助け合いの活動等が円滑に進められるよう、身近な地域での地域福祉活動の場づくりを進めます。

### （1）住民活動の促進

#### 現状と課題

- 自治会組織による除雪ボランティア活動等、地域における支え合いや助け合いの活動が行われています。
- 自治会等の役員や地域住民の高齢化による地域活動の停滞が懸念されます。
- 地域活動を活性化するためには、活動に参加できる潜在的な層の掘り起こしが求められています。
- 三世代交流や高齢者、子ども、障がいのある人たちが身近な地域で気軽に集える場づくり等が求められていることから、交流や情報交換、あるいは相談の場ともなるような場所づくりを進める必要があります

#### 施策の方向

- ボランティア活動を支援し、社会福祉協議会の活動を支援するとともに、地域の課題解決に向けた地域活動に努めます。
- 身近な地域の中で高齢者や子ども、障がいのある人、外国人等、誰もが気軽に集い、交流でき

る機会や参加しやすい環境づくりを進めます。

#### 具体的な施策

##### ◇地域福祉活動等の情報提供

自分たちの地域や団体、グループで取り組める事例の発見やボランティア活動の意識、楽しさ、やりがい等の情報の共有を図ります。

##### ◇地域活動のPR

町民が地域の活動に参加したいと思えるよう、地域活動のPRをします。

#### 主な関連事業

- ・ 社会福祉大会の開催（社会福祉協議会）
- ・ ボランティア連絡協議会の支援（社会福祉協議会、保健福祉センター）
- ・ 地域づくり支援事業（中央生涯教育センター）
- ・ 子どもの居場所づくり支援事業（社会福祉協議会、子育て支援課）

## （2）地域福祉活動の場づくり

#### 現状と課題

○人口減少・少子高齢化や過疎化の進行等により、外出支援等様々な生活支援ニーズが更に高まる一方、地域の支える担い手の不足や、住民の生活上のニーズに応じた住民主体の活動やサービスの情報がよく知られていない課題があります。

#### 施策の方向

□地域住民の多様な生活課題に対応し、支え合いや助け合い、交流等の活動内容の広がりや活性化を図るため、地域資源を活用した身近なふれあいの場や情報交換の場づくりを検討します。

#### 具体的な施策

##### ◇地域住民の主体的な活動支援

地域によって異なる困りごとや課題等を住民が解決するといった地域住民の主体的な活動を支援します。

##### ◇高齢者や障がい者等の社会参画の推進

行事等を通じて人との交流を持ち、高齢者や障がい者が社会参画をするための各種サービス・活動の場の充実に努めます。

#### 主な関連事業

- ・ 通いの場創出事業（オレンジカフェ）（社会福祉協議会）
- ・ 元気高齢者促進事業（ゆいっこハウス）（社会福祉協議会）
- ・ 食生活改善推進員による食育活動
- ・ 【再掲】子どもの居場所づくり支援事業（社会福祉協議会、子育て支援課）

### 3 福祉サービス利用の支援

誰もが適切な福祉サービスを選択し、安心して利用できるよう、必要な情報が必要な人に確実に届く周知・広報に努めるとともに、気軽に相談できる体制の充実を図ります。あわせて、事業者と連携したサービスの質の向上を推進します。

認知症や知的障がい等により判断能力が十分ではない方については、成年後見制度の活用や権利擁護事業を通じてその人らしい生活を送れるよう支援します。

また、罪を犯した人等についても地域社会から孤立することなく円滑に社会復帰できるよう、行政や更生保護関係団体が密接に連携し、就労や生活環境の整備に向けた温かな見守りと支援を推進します。

#### (1) 利用者の立場に立った情報発信

##### 現状と課題

- 高齢者、障がい者、児童福祉等分野別の情報は、庁内各担当課等での相談対応等による情報提供を行っています。また、聴覚障がい者のための手話通訳者の派遣の体制整備等の情報のバリアフリー化にも取り組んでいます。
- 広報やホームページの内容を充実することにより、必要な情報が適切に届く体制づくりを進めていますが、アンケート結果では、対象者の特性に応じた効果的な発信が依然として課題となっています。
- 障がいのある人に対してサービス提供事業者等と連携し、情報内容の充実や、年代、障がいの種別、程度に応じた多様な媒体によるきめ細やかな情報連携が必要です。特に、必要としている人に情報を直接届ける「プッシュ型」の発信や、デジタル化に伴う情報格差への対策が求められています。

##### 施策の方向

- 高齢者や障がいのある人、外国人等、誰もが必要なサービス等の情報を容易に入手できるよう、デジタルとアナログ（紙媒体・対面）を適切に組み合わせるとともに、デジタルに不慣れな方への配慮を含めた多様な媒体を活用し、「伝わる」情報発信に努めます。

##### 具体的な施策

###### ◇対象者の特性に合わせた多層的な情報提供

高齢者や障がいのある人等も利用しやすいよう、福祉サービスをはじめ、保健・医療、教育等に関するわかりやすい情報の提供に努めます。特に、町公式アプリ等を活用し、希望する情報をスマートフォン等に直接届ける仕組みを検討します。

##### 主な関連事業

- ・各種情報の広報紙等への提供、掲載(保健福祉センター等)
- ・学習会・各講座等への情報提供（保健福祉センター等）
- ・町公式アプリ等によるプッシュ型情報発信の運用（保健福祉センター等）
- ・子育て情報ガイド等による情報提供（子育て支援課等）

## (2) サービスの充実と質の向上

### 現状と課題

- 少子高齢化の進行により量的にも増加する福祉ニーズや、多様化・複雑化あるいは深刻化する福祉課題に対応するため、引き続き福祉サービスの充実と質の向上を図る必要があります。
- 介護保険制度が社会保障制度として定着する一方、高齢者人口の推移に対し、支える世代の割合が低下しており、サービスの質的な需要増と供給体制の確保が課題です。
- 福祉サービスを提供する事業等が多様化する利用者の個別ニーズに対応できるよう、運営体制の強化や職員の資質の向上に努める必要があります。
- 今後は、利用者がサービスの内容や事業者等に対する苦情を公正な立場で処理する仕組みの検討が必要です。
- 障がい福祉サービスの提供や障がいのある人の支援に関して等、サービス提供事業者や関係機関が相互の連携を図り、課題を共有することを目的として「地域自立支援協議会」を設置しています。

### 施策の方向

- 事業者と連携し、サービスの質・量の確保向上を図ります。
- 介護サービスや障がい福祉サービス等に対する苦情については、相談対応の充実を図るとともに、公正な立場で対応する仕組みについて検討します。
- サービス利用したいときに、気軽にきめ細やかな相談を受けることができるよう、相談・情報提供の充実に努めます。利用者本位の質の高いサービスの提供が図れるよう、サービス事業者の自己評価や外部評価の利用啓発を図ります。

### 具体的な施策

- ◇事業者職員やサービス提供者の研修充実についての働きかけ
  - サービス利用者が良質で適切なサービスを受けることができるよう、事業者職員やサービス提供者に対して人権尊重と接遇の意識と知識、技術等の向上のため研修の充実について働きかけます。
- ◇地域での新たな福祉ニーズの掘り起こしとサービス事業者への発信
  - 支援を必要とする人が、暮らしの場でのニーズに適したサービスが利用できるよう、地域活動の中で新たな福祉ニーズの掘り起こしを進めるとともに、サービス事業者への発信を行っていきます。

### 主な関連事業

- ・各種相談受付・充実（保健福祉センター、地域包括支援センター、子育て支援課、社会福祉協議会等）
- ・関係職員の研修（保健福祉センター、関係機関）
- ・地域包括ケア会議の充実（地域包括支援センター）
- ・地域自立支援協議会各部会の充実（社会福祉協議会）
- ・自立支援給付事業、地域生活支援事業、障害児通所支援事業、介護サービス事業、介護予防サービス事業等（保健福祉センター、地域包括支援センター）

### （3）権利擁護と成年後見制度の推進

#### 現状と課題

- 認知症や障がいなどにより判断能力が低下すると、大切な契約や預貯金の管理、悪徳商法の被害防止などが困難になる不安があります。これは、誰もが直面する可能性のある身近な課題です。
- これらを支える「権利擁護<sup>※9</sup>事業」や「成年後見制度<sup>※10</sup>」については、内容が専門的で難しく、自分に関係するものとして十分に認知されていない現状があります。
- 高齢化に伴う認知症高齢者や独居世帯の増加が見込まれる中、身近に頼れる親族がいない方が判断能力の低下に直面した際、いかにしてその権利と生活を守るかが課題となっています。

#### 施策の方向

- 認知症高齢者や知的障がい者等で判断能力が十分ではない人が、必要なサービスを利用して自立した生活を送ることができるよう、権利擁護事業や成年後見制度について周知を図るとともに、利用を促進します。

#### 具体的な施策

##### ◇成年後見制度の普及と利用しやすい体制の構築

成年後見制度の活用を進めるため、町民に広く啓発します。また、成年後見制度が利用されるように相談支援に努めます。

#### 主な関連事業

- ・高齢者権利擁護等推進事業（保健福祉センター、地域包括支援センター、社会福祉協議会）
- ・障がい者成年後見制度利用支援事業（保健福祉センター）
- ・成年後見制度の普及啓発及び利用促進（保健福祉センター、地域包括支援センター、社会福祉協議会）

#### ※9 権利擁護

自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や認知症高齢者、障がい者の権利擁護やニーズ表明を支援し代弁することをいいます。

#### ※10 成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な人にとって、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があっても、自分でこれらのことをするのが難しい場合があり、このような判断能力の不十分な人を保護し支援する制度をいいます。

### （4）再犯防止に向けた社会復帰支援（再犯防止推進計画）

#### 現状と課題

- 罪を犯した人や非行に走った人が、再び過ちを繰り返さないためには、刑務所等からの出所後

- に、安定した住居や就労先を確保し、地域社会の一員として孤立させない支援が必要です。
- アンケート調査の結果からは、更生保護関係団体の活動やその役割について、十分に周知されていない現状が浮き彫りとなっています。
  - 社会復帰を目指す人々が地域で孤立し、再犯に至ることを防ぐためには、関係団体と福祉機関が連携を深めることはもとより、地域社会全体で更生保護活動への理解を深めていくための啓発活動が課題となっています。

### 施策の方向

- 罪を犯した人などが地域社会から孤立することなく、必要な支援につながり、円滑に社会復帰できるよう、更生保護関係団体と福祉関係機関との連携を推進します。
- 就労支援や住居確保の相談など、社会復帰を支えるための地域の理解促進と支援環境の整備に努めます。
- 更生保護活動の意義や役割について町民の理解を深めるための広報活動を強化し、誰もが再挑戦できる包摂的な地域づくりに努めます。

### 具体的な施策

#### ◇更生保護活動の周知と理解促進

犯罪や非行の防止と立ち直りを支える取組である「社会を明るくする運動」などを通じて、更生保護関係団体の活動内容や、再犯防止の重要性と地域の役割について普及啓発を図ります。

#### ◇更生保護活動への支援と連携

保護司会や更生保護女性会などの活動を支援するとともに、福祉的な課題を抱える対象者に対し、行政等の相談窓口が早期に関わり、適切な福祉サービスへ繋げる仕組みを構築します。

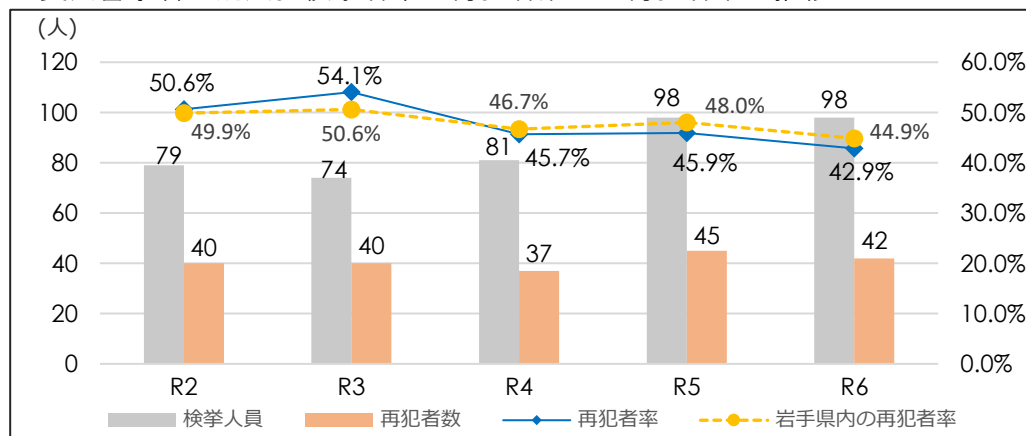
#### ◇社会復帰に関する啓発と理解促進

再犯防止には地域の理解が不可欠であるため、更生保護制度についての普及啓発を行い、出所者等を受け入れる地域社会の機運醸成を図ります。

### 主な関連事業

- ・社会を明るくする運動（保護司会等更生保護関係団体）

### ■奥州警察署 刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率の推移



(警察署別犯罪統計データ(少年データは含まれない)(東北矯正管区による集計))

## 基本目標3 地域福祉を担う人づくり

### 1 福祉の心と尊重し合う気持ちを育む人づくり

誰もが福祉に関心を持ち、お互いに人権を尊重し合いながら共に生きる社会をめざします。そのために、あらゆる人を社会の一員として包み込む「ソーシャルインクルージョン」の理念など、人権にかかわる基本的な考え方の普及・啓発を図ります。

また、子ども、高齢者、障がいのある人等、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを進められるよう、町民の理解や男女共同参画に対する理解を深める機会の充実を図ります。

さらに、暴力や虐待などの人権侵害を防ぐ啓発活動を強化し、地域全体で一人ひとりの尊厳を守る安全な環境づくりを推進します。

#### (1) 互いに分かり合える人づくり

##### 現状と課題

- 住民一人ひとりが「自分事」として地域社会へ主体的に参加し、「障がいのあること」や「老いること」など、多様な立場の人々が抱える課題や困難を理解し合うことが求められています。
- 交流や体験活動を通じて、思いやりやいたわりの気持ちを育むとともに、日常生活の中で自然に支え合える関係づくりが必要です。

##### 施策の方向

- お互いの尊厳を認め合い、誰もが地域の一員として当たり前で暮らせるよう、ノーマライゼーション※11やソーシャルインクルージョン※12といった人権の基本的な考え方の普及啓発を図ります。
- 町民一人ひとりがお互いを尊重し合い、誰もが地域から孤立することなく、地域の一員として暮らせるまちづくりを目指します。

##### 具体的な施策

###### ◇地域における交流とつながり促進

世代や立場を超えて誰もが気軽に活動へ参加できる環境を整え、地域住民同士の顔の見える関係づくりや、新たな活動の担い手の発掘を推進します。

###### ◇障がいと障がいのある人への理解の促進

障がいや高齢への理解を深める啓発活動を行い、心のバリアを取り除くことで、障がいのある人もない人も共に安心して生きられる住民の意識の啓発を図ります。

##### 主な関連事業

- ・自治会活動への支援
- ・【再掲】心のバリアフリーに関する啓発（保健福祉センター、社会福祉協議会等）

#### ※11 ノーマライゼーション

障がい者を一般社会から隔離及び排除することなく、社会全体が障がい者自身の人格を尊重して、障がい者が一般社会に普通に参加する機会を拡大して、障がいの有無に関係なく平等に生きようとする運動をいいます。

#### ※12 ソーシャルインクルージョン

社会的包摂しゃかいてきほうせつともいう。誰もが、住み慣れた地域で、年齢や性別にかかわらず、障がいのある人もない人も、お互いの個性や尊厳を認め合い、支え合いながら共に生活するという考え方をいいます。

## （２）人権尊重社会の推進

### 現状と課題

- すべての人は人間としての尊厳を持ち、年齢や性別、国籍、社会的立場等の違いにかかわらず、人権という基本的な権利を有しています。「障害者差別解消法」の施行など、相互に人格と個性を尊重し合う「共生する社会の実現」に向けて一層の取組が求められています。
- 本町においても、外国籍の住民が増加しており、文化や習慣の違いを超えて互いを認め合う多文化共生の視点が重要になっています。
- 家庭内暴力（DV）や児童・高齢者・障がい者への虐待、ひきこもり等の社会的養護を必要としているケースの複雑化・深刻化に対応するため、関係機関との連携を図りながら、虐待の予防、早期発見に努めています。

### 施策の方向

- 人権問題に対し、正しい理解と意識向上を図るための人権啓発・教育を推進します。
- 配偶者等に対する暴力は、人権侵害であることへの理解と防止に向けた啓発を進めます。児童虐待や高齢者虐待、障がいのある人への虐待防止に向け、通報・相談体制の充実とともに、関係機関によるネットワークを強固にし、防止・早期発見・支援等の対応の体制強化を推進します。

### 具体的な施策

#### ◇人権啓発・教育の推進

町民一人ひとりの人権に対する意識の向上を図るため、あらゆる人権問題（障がい者、男女、子ども、高齢者）をテーマにした人権啓発等を推進します。

#### ◇配偶者に対する暴力の防止、児童・高齢者・障がい者に対する虐待の防止

配偶者に対する暴力は人権侵害であることへの理解を深め、また、児童・高齢者・障がい者に対する虐待防止に関する啓発を進め、地域での暴力・虐待防止の取組を推進します。

### 主な関連事業

- ・ 広報等による意識啓発
- ・ 相談体制の充実、緊急体制の整備
- ・ 要保護児童対策地域協議会

## （３）福祉教育の推進

### 現状と課題

- 福祉に対する意識を高め、支え合い、助け合うことを当たり前と感じて福祉活動に参加できるようになるためには、子どもの頃から福祉活動を知り、経験することが重要です。
- 学校・家庭・地域における行事などさまざまな活動を通して、福祉に対する意識の向上や必要な知識の向上を図っていく必要があります。

### 施策の方向

□子どもたちが福祉に対する意識を高め、思いやりの心を持って主体的にボランティア活動に取り組めるよう、福祉教育の推進を図ります。

### 具体的な施策

#### ◇福祉体験学習の推進

小中学校などと連携し、福祉体験学習や当事者との交流を促進することで、多様な生き方に触れ、相手の立場に立って思いやる心を育む機会を創出します。

### 主な関連事業

- ・ ボランティアスクール（社会福祉協議会）
- ・ 孫世代のための認知症講座（地域包括支援センター）

## 2 人材育成の推進

地域福祉やまちづくり活動への参加が少なかった子ども、若者、働く世代等が、ライフスタイルに合わせて参加しやすい環境づくりを進めます。

地域福祉を支える人材には、専門的知識を備えた福祉従事者から、地域の課題に日常的に取り組むボランティアまで幅広い層が求められます。多様な社会資源をネットワークで結びながら人材の確保・養成に努め、活動の継続を支える育成体制を推進します。

### （1）ボランティア育成をサポート

#### 現状と課題

- 福祉ニーズが増加・多様化する中で、地域生活を支える多様なサービスの担い手を確保することが必要となっています。
- ボランティア団体が活動を継続し、地域課題に的確に対応していくためには、主体的に福祉活動を担う人材の養成が必要です。

### 施策の方向

- 町は、様々な分野で活躍する住民の知識や技術、経験が発揮されるよう、住民ボランティア意識の向上のため、社会福祉協議会の支援を行います。
- 住民の多彩な才能を地域福祉活動やボランティア活動に活かすための環境づくり、身近な地域でのボランティアの供給体制ができる体制づくりを進めます。

### 具体的な施策

#### ◇暮らしの問題に対応した実践的な人材養成

地域で不足している生活支援（見守り、外出介助等）に重点を置いた研修を実施し、現場で即戦力となるボランティアの育成に努めます。

#### ◇ボランティアのスキルアップ支援

活動中のボランティアがさらに質の高いサービスを提供できるよう、人権尊重や接遇、最新の福祉知識に関する研修の充実を図ります。

#### ◇暮らしの問題とリンクしたボランティア育成の支援

地域で必要とされているボランティアの育成に努めます。また、活動機会の充実に努めます。

### 主な関連事業

- ・ ボランティア養成講座（社会福祉協議会）
- ・ 専門ボランティア研修（認知症サポーター等、保健福祉センター）
- ・ ボランティアと支援ニーズのマッチング支援（社会福祉協議会）

### （２）活動のきっかけづくりをサポート

#### 現状と課題

- アンケート調査では、ボランティア活動への参加を妨げる要因として「時間の確保が困難」「参加のきっかけがない」という回答が上位にあります。また、「どのような活動があるか分からない」といった声も多く、潜在的な活動意欲を行動に繋げられていない現状があります。
- 現行のボランティア養成や情報発信が、活動に馴染みのない層に十分に届いておらず、担い手の固定化・高齢化を招いていることが課題です。

#### 施策の方向

- 「きっかけ不足」を解消するため、従来の広報誌等に加え、スマートフォン等で手軽に活動を探せるような情報発信を行います。
- 短時間・単発の活動など、ライフスタイルに合わせた多様な参加形態を提示します。

#### 具体的な施策

- ◇ デジタル技術を活用した「活動情報の見える化」  
町公式アプリ等を活用し、活動希望者が「いつでも・どこでも」募集情報を入手できる情報発信の仕組みを構築します。
- ◇ 多世代でボランティア活動に参加できる機会の提供  
子どもと大人が共に参加できる体験プログラムなど、地域福祉活動参加のきっかけとなる機会が広がるよう支援に努めます。
- ◇ まちづくり活動に対する支援  
町民活動の立ち上げに対する支援を行うとともに、継続して活動できるよう関係機関と連携して支援に努めます。

### 主な関連事業

- ・ 町公式アプリ等を活用したボランティア情報の発信（社会福祉協議会・保健福祉センター）
- ・ 若年層・学生向けボランティア体験プログラム（社会福祉協議会）
- ・ 【再掲】 ボランティア関係福祉団体等への支援（保健福祉センター、社会福祉協議会等）

## 第5章 計画の推進

### 1 社会福祉協議会等との連携・協働による計画の推進

本計画の推進にあたっては、社会福祉法において地域福祉の推進を担う中核的組織として位置付けられている社会福祉協議会と密接な連携を図ります。

- ・地域福祉活動計画との整合

金ヶ崎町社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」と本計画を相互に補完し合う「車の両輪」と位置付け、それぞれの特性や専門性を最大限に活かし、密接に協力し合うことで、一体的な事業展開を図ります。

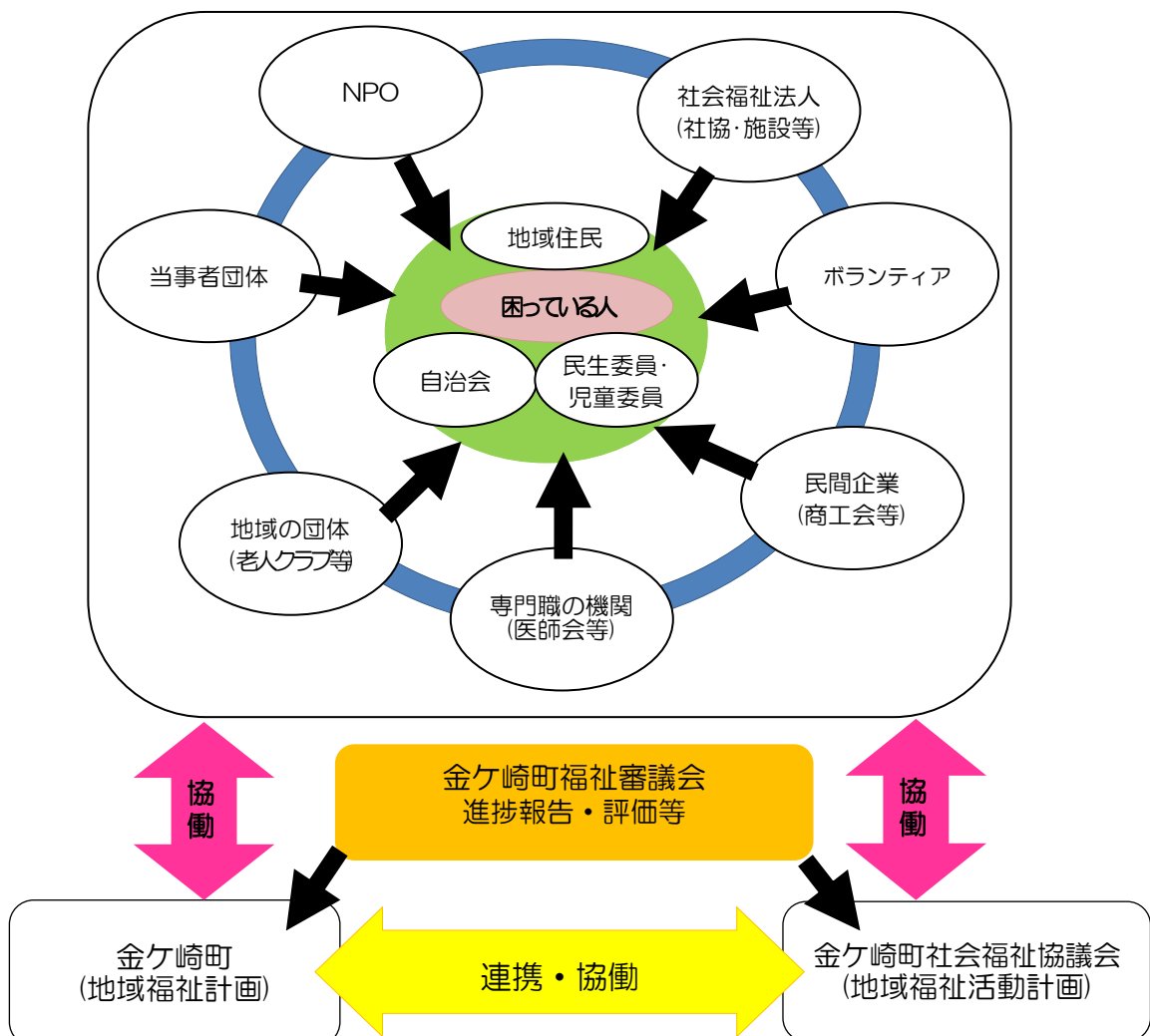
- ・包括的な連携ネットワークの深化

社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、行政、および専門機関による既存の連携体制をさらに深化させ、地域課題の早期発見と包括的な支援体制を確立します。

- ・多様な主体による参画と協働

町民、行政、関係機関、事業者、自治会、ボランティア団体・NPO等の多様な主体が、それぞれの特性を活かし、対等なパートナーシップのもとに協働する体制を整備します。

【推進体制図】



## 2 町民、関係団体・関係機関、行政等の役割

本計画の施策を実現するためには、行政の取組に加えて、町民や関係団体・関係機関等、地域福祉を担う主体がそれぞれの役割を果たしながら、協働して計画を推進していくことが重要となります。

### (1) 町民の役割

- ・地域福祉への関心を高め、近隣との日常的な挨拶や声掛けを通じた良好な近隣関係の構築に努めます。
- ・地域の課題を共有し、解決に向けた合意形成に主体的に参画するとともに、ボランティア活動等の支え合いの活動に対し、理解と協力を示します。

### (2) 地域コミュニティ組織（自治会等）の役割

- ・住民相互の親睦と交流を促進し、地域における「顔の見える関係」を深め、組織の活性化を図ります。
- ・地域の見守り、防犯・防災、環境整備等、住民主体の支え合い活動を推進し、安心・安全な生活基盤の維持・向上を担います。
- ・世代を問わず誰もが参加しやすい環境づくりに努めます。既存の活動内容や運営方法を必要に応じて見直すなど、若い世代や就労層の負担感に配慮し、多様な関わり方を容認する柔軟で持続可能な組織運営を目指します。

### (3) 関係団体・NPO・事業者等の役割

- ・民生委員・児童委員：地域住民の生活実態の把握に努め、必要な支援や情報提供を行うとともに、行政や関係機関との橋渡しとしての役割を果たします。
- ・NPO・ボランティア団体：先駆的・柔軟な活動を展開し、地域課題の解決に向けた新たな担い手として活動の充実に努めます。また、活動内容を積極的に発信することで住民の理解と関心を深め、新たな参加を促すとともに、誰もが関わりやすい環境を整えることで活動の継続性を図ります。
- ・社会福祉事業者：住民ニーズを的確に捉えた質の高い福祉サービスの提供に努めるとともに、専門的な知見や施設資源を活かし、地域課題の解決に協力します。
- ・民間企業等：地域の一員として、日常業務を通じた見守り活動や災害時の協力、また地域行事への参画などを通じ、安全・安心なまちづくりに向けた社会貢献活動を推進します。

### (4) 社会福祉協議会の役割

- ・「地域福祉活動計画」に基づき、福祉活動や福祉サービスの実施主体としての役割を担うとともに、地域福祉推進の中心的役割を果たします。
- ・地域福祉の課題やニーズを把握し、町民、関係団体・関係機関、行政と連携を図りなが

ら、課題解決に向けた事業を計画・実施し、町民一人ひとりに寄り添ったきめ細やかな支援を提供します。

- ・町民が福祉活動に主体的に参加できる環境を整備し、その活動を支援することで、誰もが安心して暮らせる地域づくりを推進します。

### (5) 行政の役割

- ・地域福祉推進の主導的な役割を担い、保健・医療・福祉分野に加え、教育・労働・建設など幅広い分野での連携を強化し、町政全体で地域福祉を包括的に支える体制を構築します。
- ・地域住民や団体が行う活動への適切な支援を行うとともに、社会情勢の変化を捉えた施策の立案・執行を通じ、包括的な支援体制の最適化を図ります

## 3 計画の進捗管理と実行性の確保

本計画の実効性を高め、社会情勢の変化や住民ニーズに的確に対応するため、次に掲げる評価・検証の手順を通じて進捗管理を行います。

#### ・住民意識調査による評価の実施

施策の推進状況を把握するため、定期的に住民アンケート調査を実施します。各施策に対する「住民満足度」や「地域福祉に対する意識の変化」を測定し、住民の視点から計画の有効性を検証します。

#### ・事務局による事業実績の把握

各年度の主要な事務事業の実施状況について、計画の基本目標に照らして自己点検を行い、課題の整理と進捗の把握に努めます。

#### ・金ケ崎町福祉審議会による評価・検証

住民アンケートの結果および事業の実施状況については、「金ケ崎町福祉審議会」において報告します。多角的な視点から評価・検証を受けることで、評価の客観性と透明性を確保します。

#### ・計画の適正な運用と反映

審議会による検証結果や住民ニーズの変化を真摯に受け止め、必要に応じて実施事業の改善や見直しを行います。これにより、本計画が常に地域の現実に即した実効性の高いものとなるよう柔軟な運用を図ります。

R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)
第3期計画	第4期計画 (R8～R12年度)					第5期計画
			中間 評価	福祉 審議会	実績評価 第5期 計画策定	福祉 審議会

## <地域福祉計画アンケート調査結果>

### 1 調査の目的

令和8年度を初年度とする「第4期金ケ崎町地域福祉計画」の策定にあたり、町民の皆様が地域で暮らしていくうえでの課題や、地域での福祉活動に関する考えや要望・意見などを把握するため実施したものです。

### 2 調査実施期間 令和7年11月21日～令和7年12月15日

### 3 調査の対象

町内に居住する18歳以上の方を各行政区から年代別、男女別に無作為抽出

- ① 18歳以上30歳未満 男女各1名
- ② 30歳以上40歳未満 "
- ③ 40歳以上50歳未満 "
- ④ 50歳以上60歳未満 "
- ⑤ 60歳以上70歳未満 "
- ⑥ 70歳以上 "

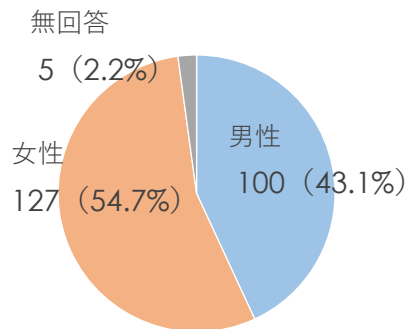
抽出数 564名（郵送による発送と回収） 回答者数 232名（回収率 41.1%）

### 4 調査結果

#### ■回答者の属性について

##### 問1 性別

選択肢	件数	割合
男性	100	43.1%
女性	127	54.7%
無回答	5	2.2%
合計	232	100.0%



##### 問2 年齢

選択肢	件数	割合
30歳未満	18	7.8%
30歳代	28	12.1%
40歳代	28	12.1%
50歳代	39	16.8%
60～64歳	28	12.1%
65～74歳	56	24.1%
75歳以上	35	15.1%
合計	232	100.0%

性別：男性は43.1%、女性は54.7%、無回答が2.2%という結果から、男女間で回答傾向に大きな偏りはないものの、女性の回答割合がやや多いことがわかります。

年齢：回答者の中で最も多かった層は65歳～74歳（24.1%）でした。次いで多い順に50歳代（16.8%）、75歳以上（15.1%）となっています。

## 問3 居住年数

選択肢	件数	割合
5年未満	15	6.5%
5年～10年未満	7	3.0%
10年～20年未満	20	8.6%
20年～30年未満	26	11.2%
30年以上	164	70.7%
合計	232	100.0%

「30年以上」住んでいる方が70.7%と多数を占めています。この結果は長期間居住している住民の視点が強く反映されている可能性を示しています。

## 問4 居住地域

選択肢	件数	割合
街地区	41	17.7%
三ヶ尻地区	14	6.0%
南方地区	37	15.9%
西部地区	25	10.8%
永岡地区	55	23.7%
北部地区	53	22.8%
無回答	7	3.0%
合計	232	100.0%

永岡地区(23.7%)と北部地区(22.8%)の回答が多く、次いで多い順に街地区(17.7%)、南方地区(15.9%)となっています。

## 問5 暮らしている家族形態

選択肢	件数	割合
単身世帯(1人)	16	6.9%
夫婦だけ(一世代世帯)	43	18.5%
夫婦と子、又は夫婦と親(二世代)	88	37.9%
母と子、又は父と子	21	9.1%
親・子・孫(三世代)	51	22.0%
その他	11	4.7%
無回答	2	0.9%
合計	232	100.0%

家族形態で最も多いのは「夫婦と子、または夫婦と親(二世代)」(37.9%)で、次いで「親・子・孫(三世代)」(22.0%)、「夫婦だけ」(18.5%)となっています。

## 問6 暮らしている住宅の種別

選択肢	件数	割合
持ち家(一戸建て)	221	95.3%
借家(一戸建て・アパート等)	11	4.7%
合計	232	100.0%

住宅の種別では「持ち家(一戸建て)」が95.3%と非常に高い割合を占めています。

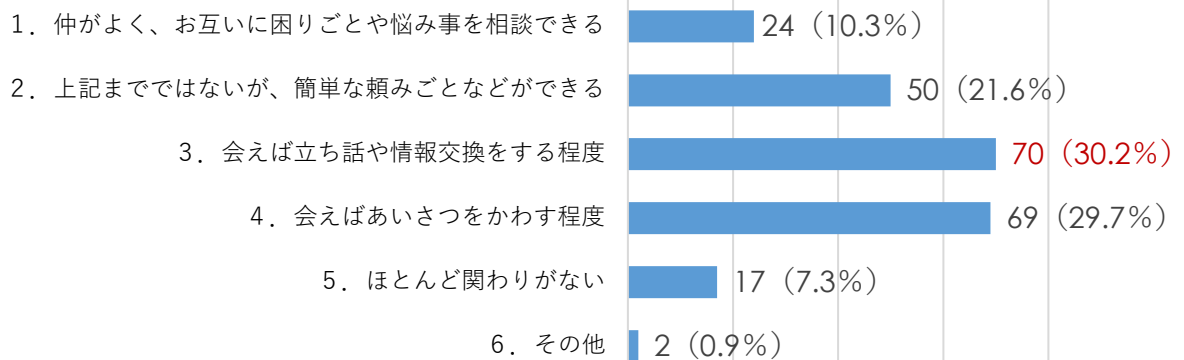
## 問7 職業

選択肢	件数	割合
農林漁業	27	11.6%
自営業・経営者（自由業含む）	11	4.7%
会社員・団体職員（公務員を含む）	90	38.8%
パート・アルバイト等（学生を除く）	33	14.2%
専業主婦	13	5.6%
無職（年金生活含む）	44	19.0%
学生	5	2.2%
その他	9	3.9%
合計	232	100.0%

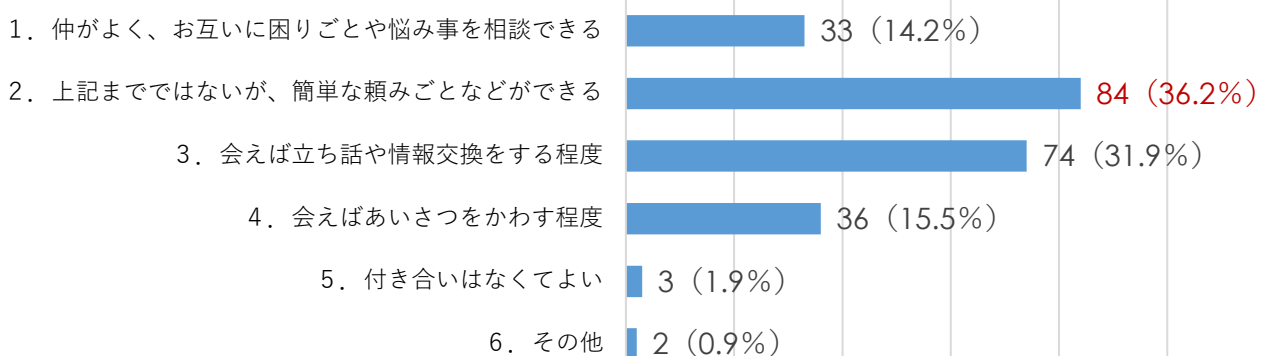
「会社員・団体職員（公務員を含む）」が最も多く 38.8%で、次いで「無職（年金生活を含む）」が 19.0%となっています。

## ■ 地域との関わりについて

## 問8 あなたの地域の人との関わりはどの程度ですか。（1つ）

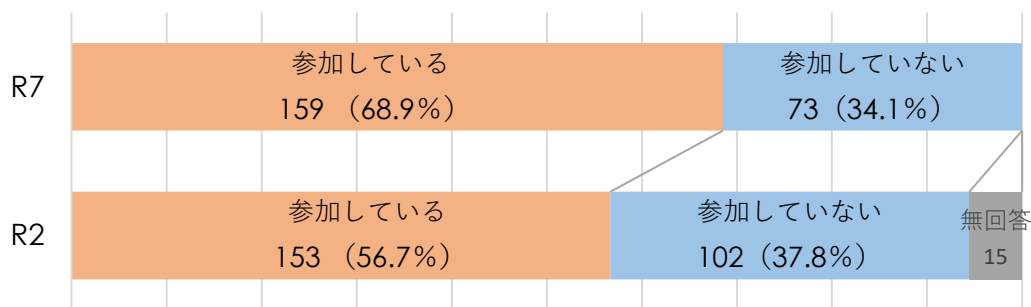


## 問9 あなたにとって望ましいと思う地域の人との関わり方についてお答えください。（1つ）



問8では90%を超える回答者が、地域の人々との何らかの関わりがあると回答しています。また、望ましい地域の関わり方として、現在の関係よりも一段階深い交流が求められていると考えられます。

## 問 10 あなたは地域活動に参加していますか。(1つ)



回答者の68.9%が地域活動に参加していると回答しており、前回の令和2年度調査と比較すると、その割合は12.2%増加しています。

## 問 10-1 参加している地域活動 (あてはまるものすべて)

選択肢	R 7		R 2	
	件数	割合	件数	割合
一斉清掃・資源回収	114	71.7%	122	79.7%
祭り	52	32.7%	71	46.4%
地区運動会・スポーツ大会	47	29.6%	101	66.0%
小中学校行事	34	21.4%	38	24.8%
地区文化祭	24	15.1%	44	28.8%
子ども会行事	23	14.5%	21	13.7%
青年会活動	5	3.1%	7	4.6%
老人クラブ活動	11	6.9%	21	13.7%
女性団体活動	29	18.2%	29	19.0%
防災訓練	38	23.9%	36	23.5%
育児支援活動	1	0.6%	0	0.0%
その他の行事	18	11.3%	13	8.5%

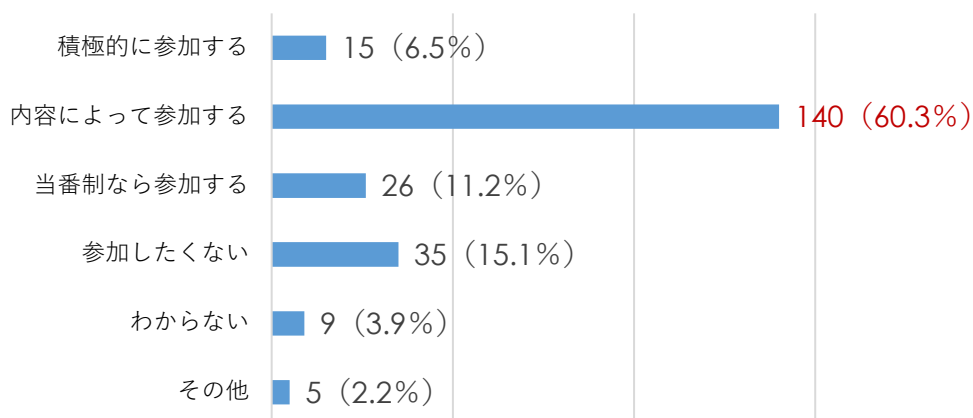
令和2年度調査と比較すると、「祭り」、「地区運動会・スポーツ大会」、「地区文化祭」に参加していると回答した割合が10%以上減少しています。この傾向は、コロナ禍を背景に地域活動の開催状況に変化が生じたことが影響していると考えられます。

## 問 10-2 参加していない理由（3つまで）

選択肢	R 7		R 2	
	件数	割合	件数	割合
仕事をもっているので時間がない	32	43.8%	59	57.8%
どのような活動があるのか地域活動に関する情報がない	8	11.0%	18	17.6%
興味のもてる活動が見つからない	15	20.5%	23	22.5%
健康や体力に自信がない	18	24.7%	29	28.4%
家事、育児、介護などに忙しくて時間がない	13	17.8%	15	14.7%
地域活動をするための経済的負担が大きい	1	1.4%	7	6.9%
家族の理解がない	0	0.0%	0	0.0%
地域にあまり関わりたくない	19	26.0%	19	18.6%
地域活動は必要がないと思う	4	5.5%	10	9.8%
その他	6	8.2%	24	23.5%

地域活動に参加していない理由としては「仕事をもっているので時間がない」が43.8%で最も多く、これは令和2年度調査と同様の結果となっています。次に多い理由は、「地域にあまり関わりたくない」で26.0%となっています。この傾向は、社会の変化や価値観の多様化により、個人の生活スタイルや地域との関係性が変化している可能性を示しています。また、自身の時間を優先する人が増えたことや、地域とのつながりを重視しない考え方の広がりも影響していると考えられます。

## 問 11 今後、地域活動への参加の依頼があった場合、あなたはどうしますか。（1つ）



内容によって地域活動に参加すると回答した人の割合が60%を超える結果となっています。今後も社会情勢の変化に対応しながら、参加者のニーズや興味に合った内容を柔軟に検討していく必要があると考えます。

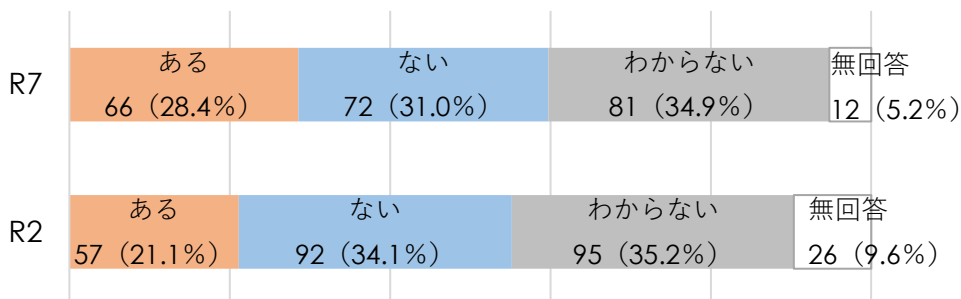
■地域の支え合いに関する考え方について

問 12 隣近所で困っている世帯があった場合、あなたができることは何ですか。  
また、隣近所の人に手助けしてもらおうとしたらどんなことをしてほしいですか。

項目	手助けできる				手助けしてほしい			
	R 7		R 2		R 7		R 2	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
(1) 安否確認の声掛け	187	80.6%	206	76.3%	122	52.6%	111	41.1%
(2) 話し相手	142	61.2%	148	54.8%	84	36.2%	76	28.1%
(3) 悩み事、心配事の相談	87	37.5%	97	35.9%	68	29.3%	49	18.1%
(4) ちょっとした買い物	118	50.9%	136	50.4%	42	18.1%	48	17.8%
(5) ちょっとした家事（電球交換など）	114	49.1%	134	49.6%	37	15.9%	42	15.6%
(6) ごみ出し	110	47.4%	121	44.8%	33	14.2%	44	16.3%
(7) 玄関前の掃除や除雪	110	47.4%	118	43.7%	62	26.7%	62	23.0%
(8) 短時間の子どもの預かり	49	21.1%	56	20.7%	29	12.5%	25	9.3%
(9) 子育ての相談	54	23.3%	57	21.1%	32	13.8%	23	8.5%
(10) 保育園・幼稚園の送迎	40	17.2%	42	15.6%	24	10.3%	20	7.4%
(11) 通院の付き添い	50	21.6%	53	19.6%	30	12.9%	24	8.9%
(12) 病気の時の看病	26	11.2%	25	9.3%	23	9.9%	14	5.2%

令和2年度調査と比較すると、ほぼすべての項目で「手助けできる」および「手助けしてほしい」と回答した割合が上昇しており、地域における助け合いの意識や相互支援の考え方が徐々に浸透している可能性があると考えられます。

問 13 地域に支えられた（助けられた）と感じたことはありますか。（1つ）

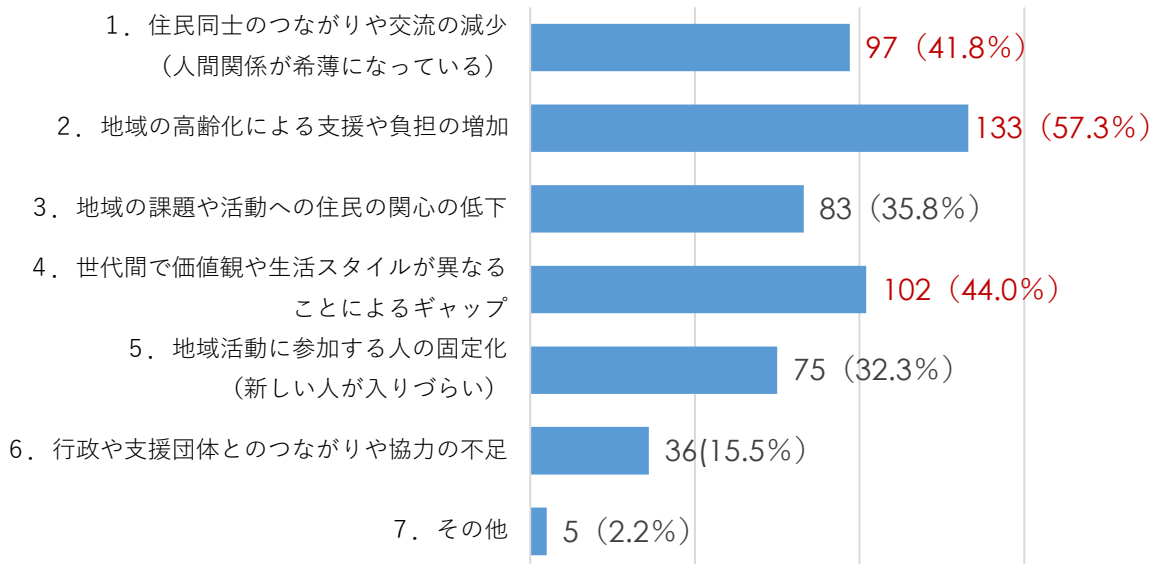


令和2年度調査と比較すると、地域に支えられたと感じたことのある人の割合が7.3%上昇しています。

問14 問13で「1」を選んだ方におうかがいします。支えられた（助けられた）と感じたのはどんなときでしたか。ご記入ください。

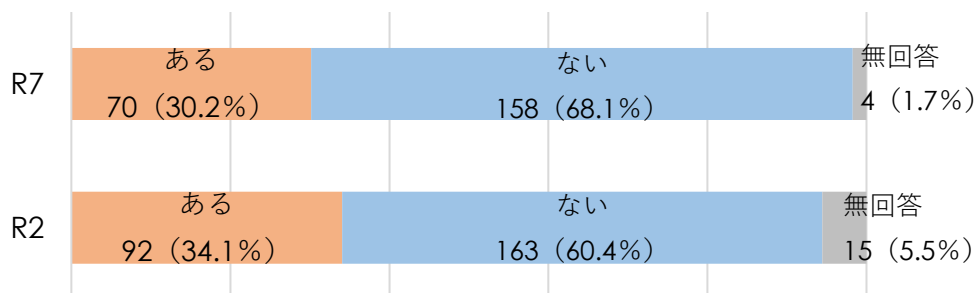
- ・ 家族（子・高齢者・緊急時）の見守り 17件
- ・ 農作業の手伝い 9件    ・ 冠婚葬祭 8件    ・ 除雪など降雪時 7件
- ・ 行事等への参加・誘い 6件    ・ 声かけ・あいさつ 6件    ・ 家の管理 5件
- ・ 当番・係の交代 4件    ・ 地域のことを教えてくれた 4件    ・ 送迎 4件
- ・ 東日本大震災など災害時 4件    ・ 食べ物・野菜などのおすそ分け 3件
- ・ 子育ての相談 1件

問15 地域の人々が協力して住みよい地域社会を実現していくためには、どのような課題があると思いますか。（最大3つまで）

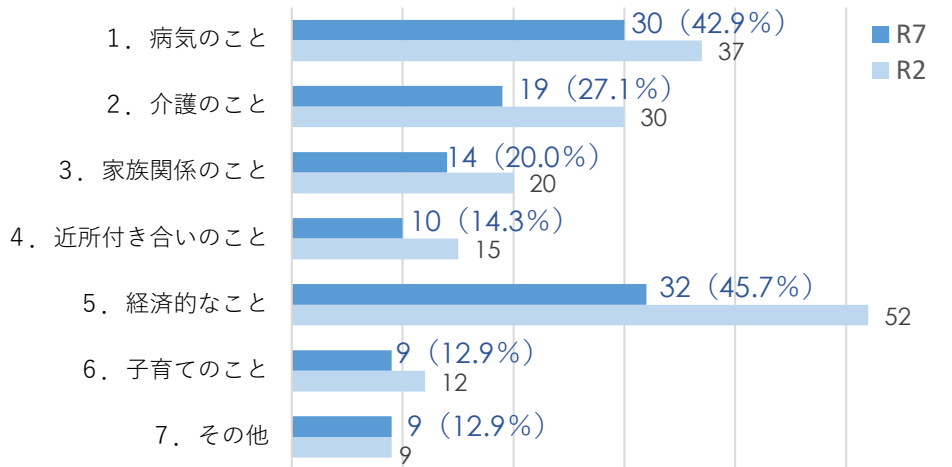


「高齢化による支援や負担の増加」が57.3%と最も多く、次に「世代間で価値観や生活スタイルが異なることによるギャップ」が44.0%、「住民同士のつながりや交流の減少」が41.8%となっています。高齢化が進む中、世代間の交流を深め、住民間のつながりを強化しながら負担軽減を目指す地域づくりが今後の課題と考えられます。

問16 あなたは今、日常生活で困っていることがありますか。（1つ）



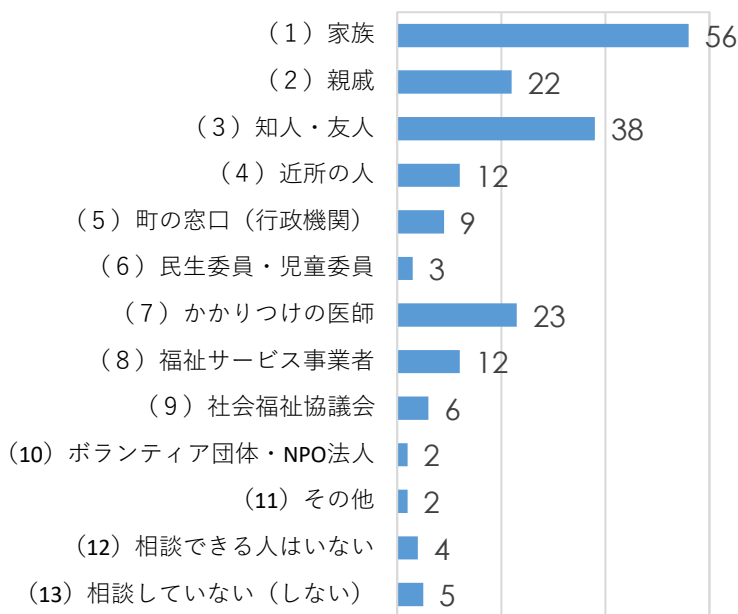
問17 問16で「1」を選んだ方におうかがいします。それはどんなことですか。  
(あてはまるものすべて)



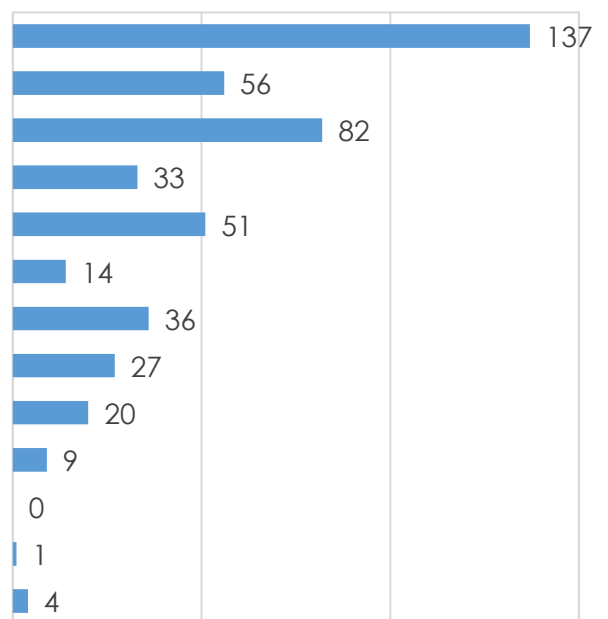
日常生活で困っていることがある人に具体的な内容を尋ねたところ、「経済的なこと」が45.7%で最も多く、次いで「病気のこと」が42.9%、「介護のこと」が27.1%という結果となっています。この傾向は令和2年度調査とほぼ一致しており、生活の中で経済や健康問題が依然として大きな課題であることがうかがえます。

問18 日常生活の困っていることは誰に相談していますか。または、誰に相談したいですか。  
(1)～(13)のあてはまるすべての番号に○をしてください。

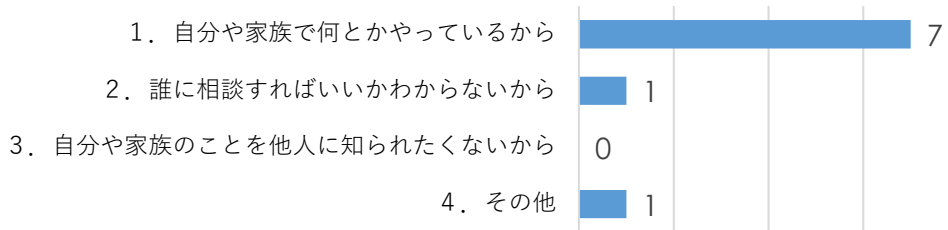
問18-1 (問16で「1.ある」とお答えの方)  
困っていることを誰に相談していますか。



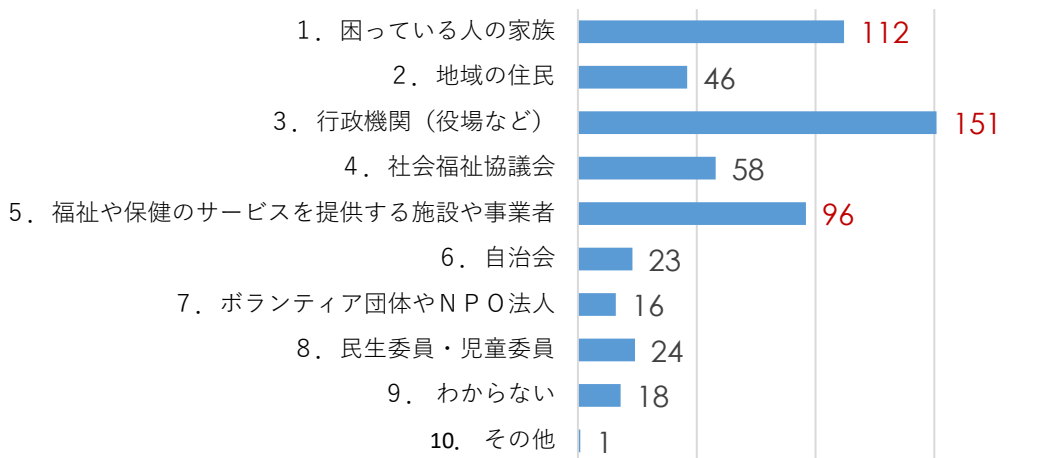
問18-1 (問16で「2.ない」とお答えの方)  
今後困った時誰に相談したいですか。



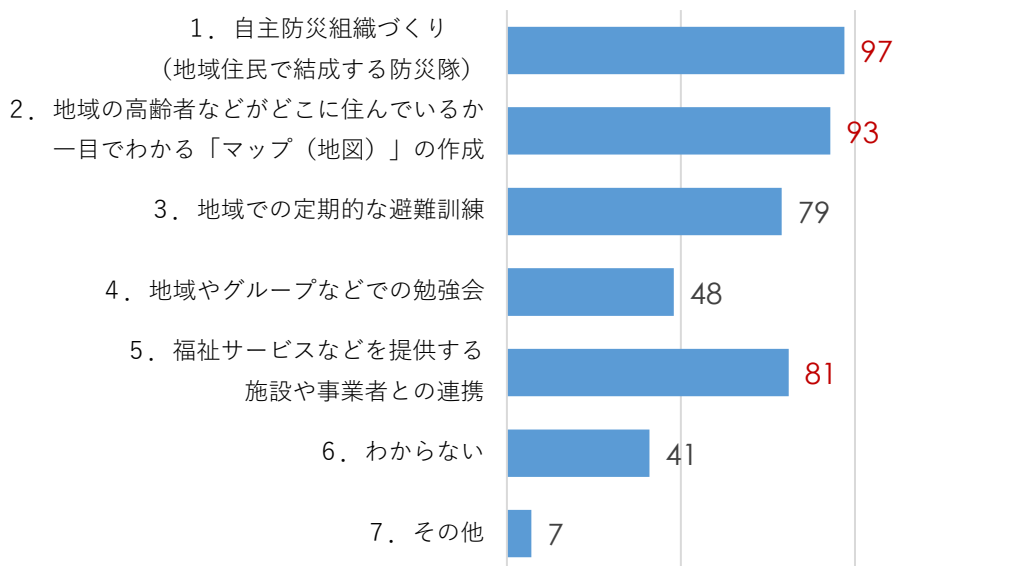
問19 問18で「13」を選んだ方におうかがいします。相談しない理由は何ですか。(1つ)



問20 日常生活において困ったことが起きた場合でも、誰もが住み慣れた地域で安心して生活を続けるためには、必要な手助けを誰(どの機関)が行うべきだと思いますか。(3つまで)



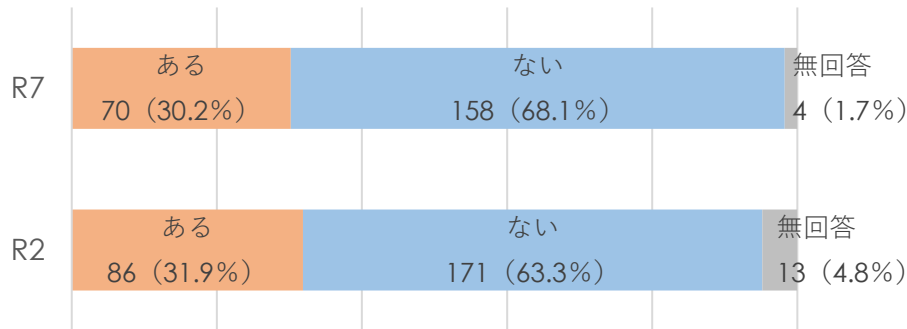
問21 災害時に住民が支え合う地域づくりにはどのような取り組みが必要だと思いますか。(最大3つまで)



自主防災組織による「体制づくり」と、防災マップによる「情報共有」が重要視されています。また、施設や事業者との連携も支持を得ており、共助の担い手を地域住民以外にも広げる視点が見られます。

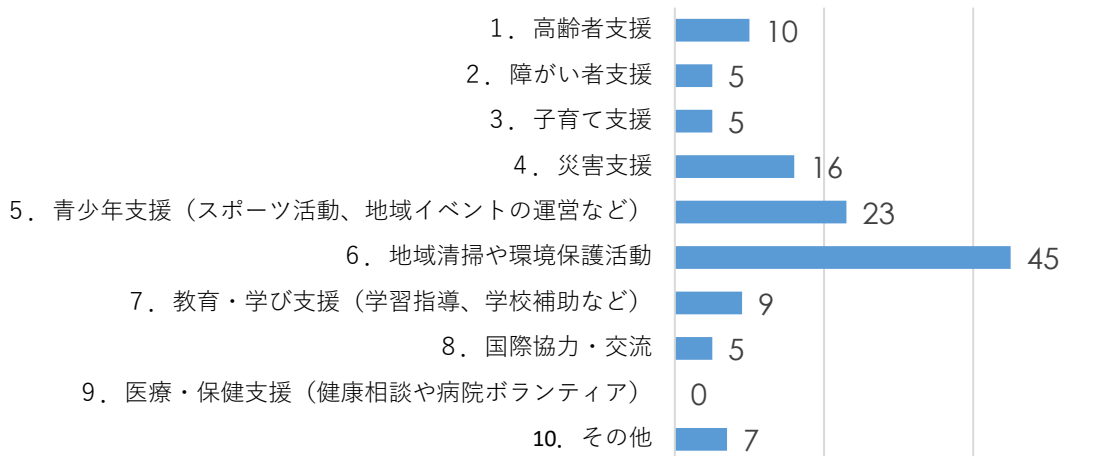
■ ボランティア活動について

問 22 今までにボランティア活動をしたことはありますか。



令和2年度調査時と比較すると、ボランティア活動をしたことがある人の割合は約30%と大きな変化はないことがわかります。

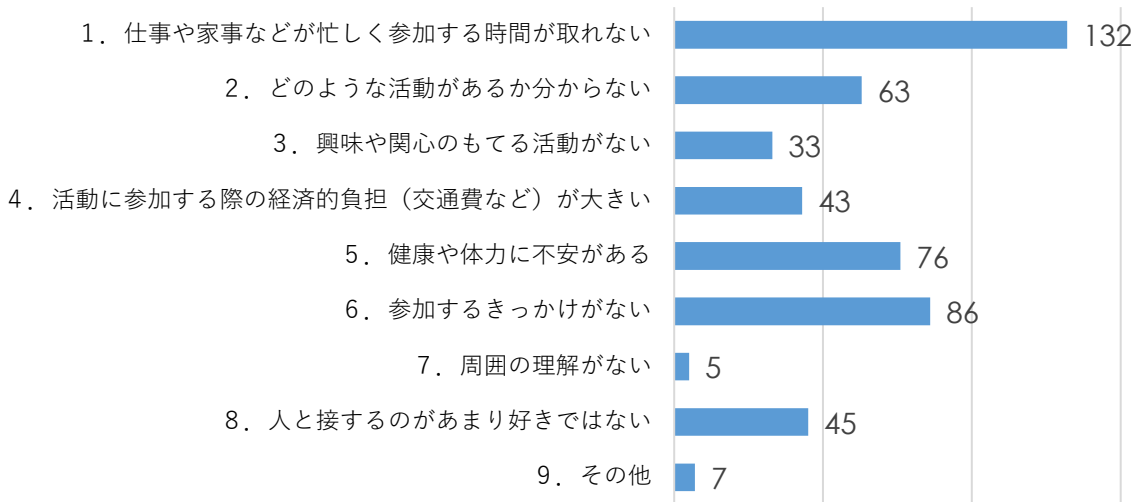
問 23 問 22 で「1」を選んだ方におうかがいします。どのようなボランティアをしましたか。(あてはまるものすべて)



問 24 問 22 で「1」を選んだ方におうかがいします。あなたがボランティア活動に参加したきっかけは何ですか。(最大3つまで)

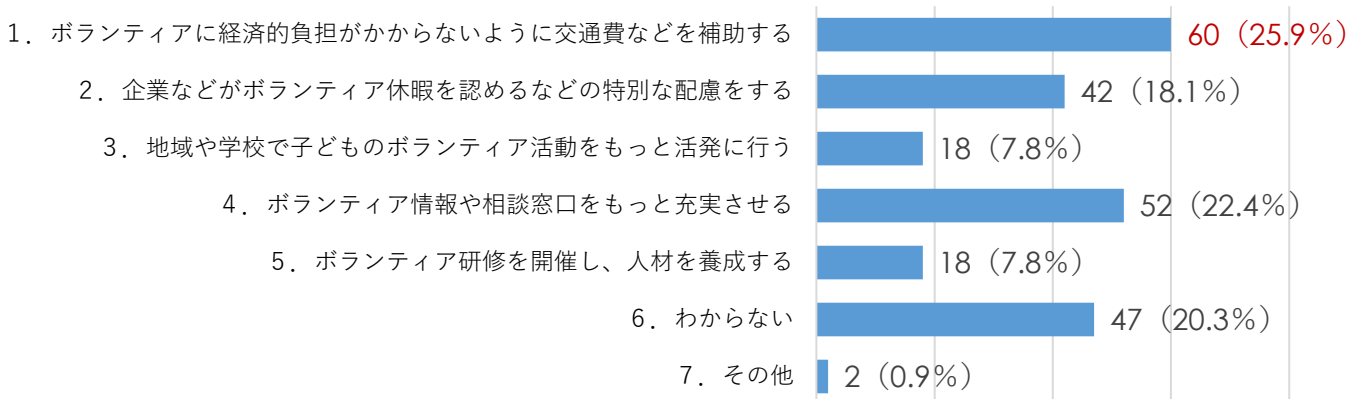


問 25 ボランティア活動への参加について、あなたが問題だと思うことはなんですか。  
(あてはまるものすべてに○)



ボランティア活動への参加が難しい主な原因は、時間の確保が困難であることや参加のきっかけが不足していることが挙げられます。これらの課題を解決するためには、活動時間の柔軟性を高める工夫や広報活動の充実が必要と考えられます。

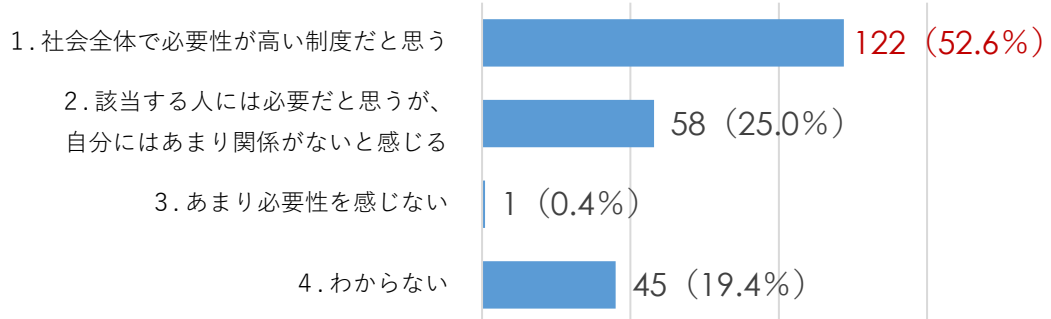
問 26 今後、ボランティア活動の輪を広げるために、どのようなことが必要だと思いますか。  
最も重要だと思うものを1つ選んでください。



ボランティア活動を広げるため、最も支持されたのは「経済的負担の軽減」(25.9%)であり、次に「ボランティア情報や相談窓口の充実」(22.4%)が挙がりました。これからの活動促進には、参加の際の負担軽減策とボランティア情報へのアクセス改善が特に重要と考えられます。

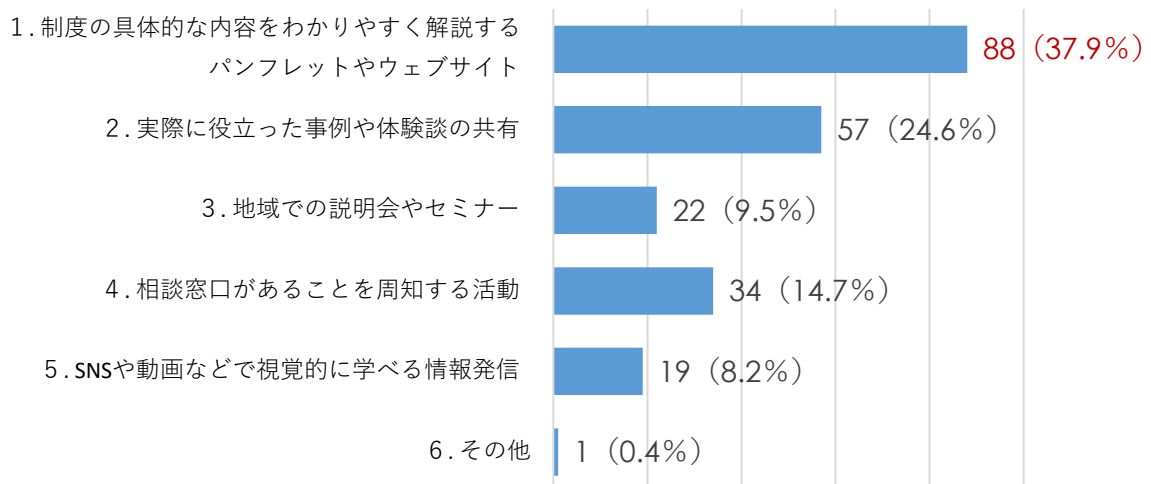
## ■福祉サービスにおける権利擁護について

問 27 福祉サービスにおける「権利擁護」や「成年後見制度」のような支援制度について、どのように考えていますか？（1つ）



「権利擁護」や「成年後見制度」といった支援制度に対する認識では「社会全体で必要」とする意見が52.6%と最も多いものの、「わからない」が19.4%と一定数を占めています。また、自分には関係が薄いと感じる人も25.0%おり、理解や関心が個々で異なるようすがうかがえます。啓発活動を通じて制度の重要性を広く伝える必要性があると考えられます。

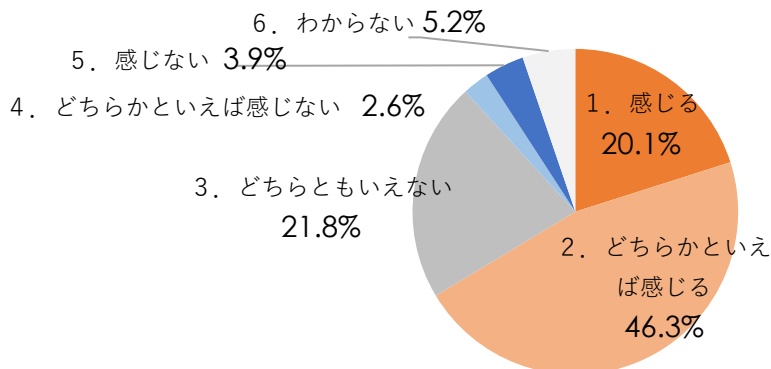
問 28 権利擁護や成年後見制度について、どのような啓発活動があれば理解や利用促進につながると思いますか？（1つ）



「パンフレットやウェブサイト」が37.9%と最も効果的な啓発活動と考えられています。問27の結果における「わからない」や「自分には関係が薄い」と感じる層へのアプローチとして、具体的な情報の提示や、実際の活用事例を含む内容を取り入れることで、制度の理解や利用促進につながる考えられます。

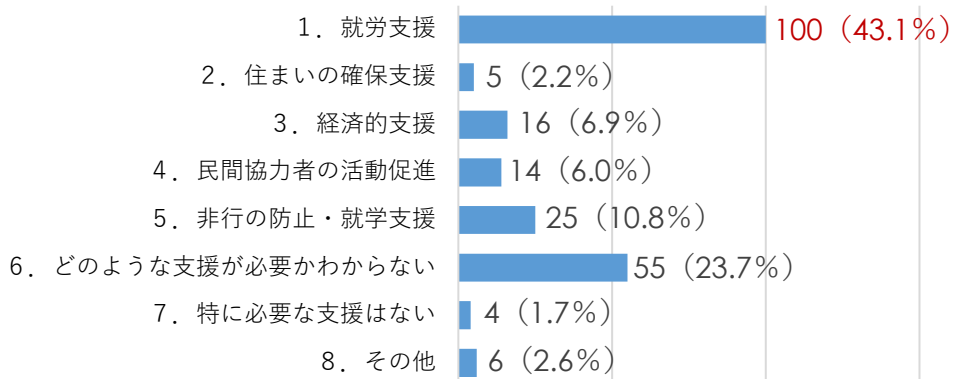
## ■再犯防止について

問 29 金ケ崎町が犯罪の少ない安全で安心なまちだと感じますか（1つ）



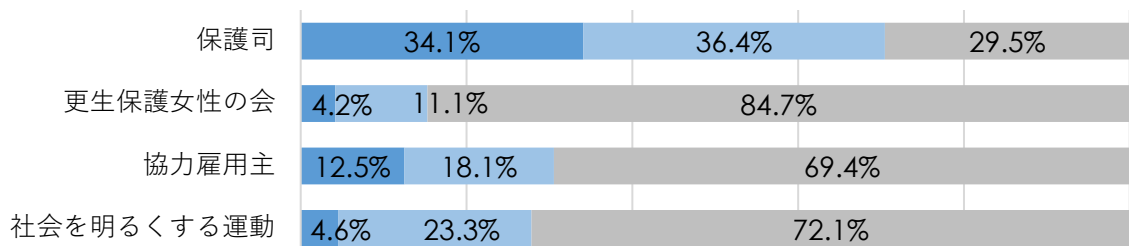
おおよそ3分の2の人が安全で安心なまちだと感じている一方、3分の1の人があまり安全性を感じていないという結果が表れています。

問 30 罪を犯した人が更生して地域で生活する場合に必要な支援は何だと思えますか（1つ）



「就労支援」が全体の43.1%と最も多いことから、社会復帰において仕事を得ることが重要だと認識していることを示しています。一方、「どのような支援が必要かわからない」という回答が多い点から、支援内容の周知や理解促進もこれからの課題と言えます。

問 31 再犯防止に協力している民間の協力者や取り組みについて、名称や役割を知っていますか。それぞれについて1から3の番号を選んでください（1つ）

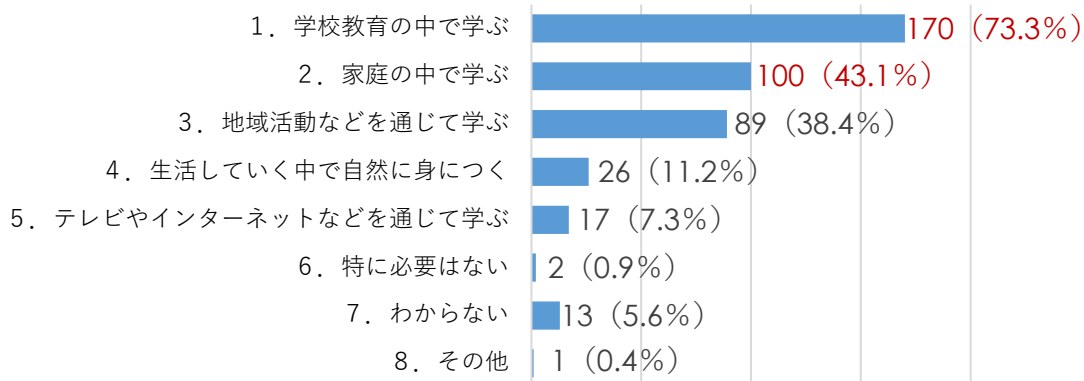


■ 名称・役割とも知っている ■ 名称は知っているが、役割までは知らない ■ 名称・役割とも知らない

保護司については、認知度が70%を超えている一方、他の協力者や取り組みはあまり知られていない状態です。

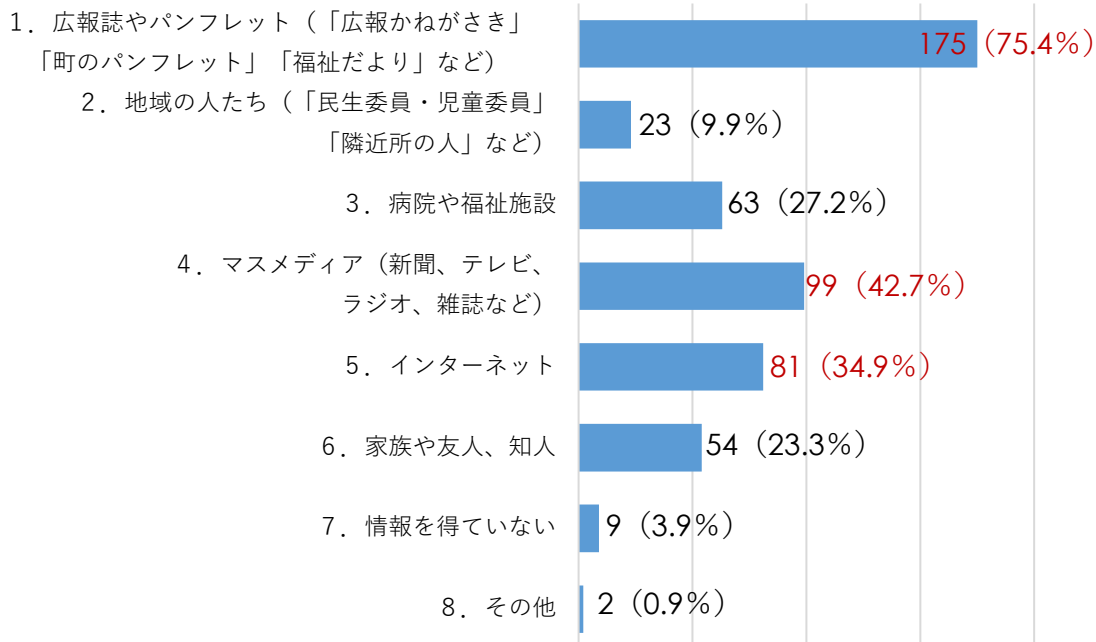
## ■ 地域福祉のあり方について

問 32 子どもたちに対する福祉教育（思いやりの心や福祉への理解と参加の心を育てる教育）について、どのように行うべきだとお考えですか。（2つまで）



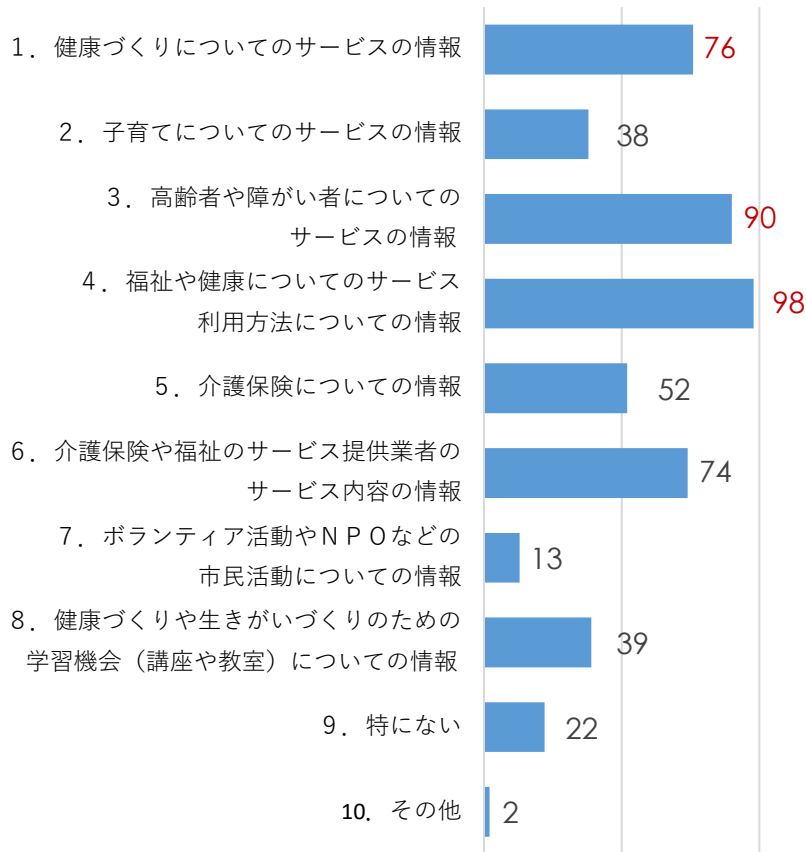
子どもたちへの福祉教育について、「学校教育の中で学ぶ」が73.3%と最多となっています。地域の福祉施設や団体と連携した取り組みが重要と考えられます。また、「家庭の中で学ぶ」が43.1%で次に多いことから、家庭環境や親の影響が重要と考えられます。

問 33 あなたは、福祉や健康についての情報を主にどこから入手していますか。（最大3つまで）

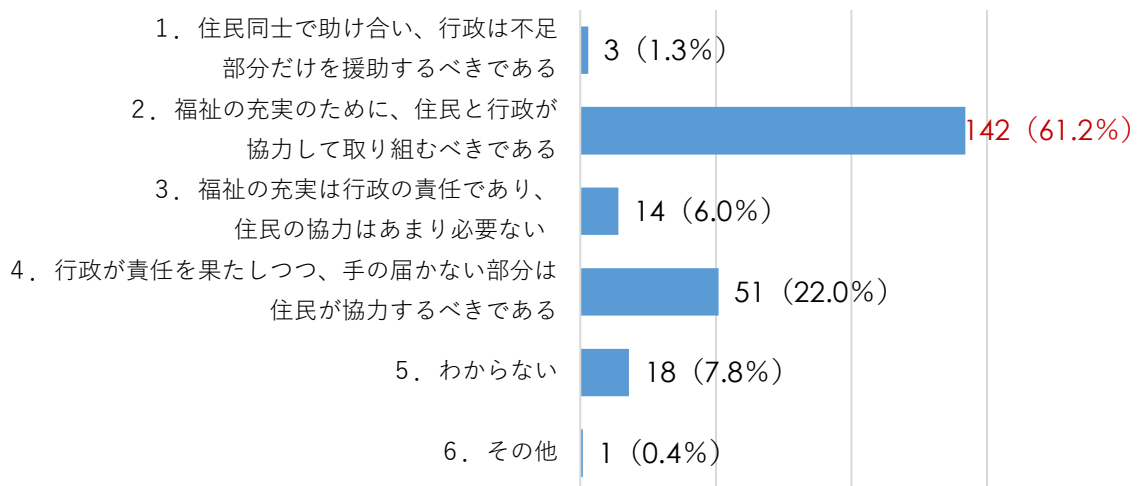


広報誌やパンフレットが最も高い割合（75.4%）を占めていることから、公的な情報源が幅広く活用されていることがわかります。紙媒体は高齢者層の利用が多い傾向が推測され、インターネットよりも親しみやすい情報提供手段として受け入れられている可能性があります。インターネット（34.9%）は比較的若い世代を中心に活用されていると考えられることから、対象者の特性に応じた効果的な情報発信手段を検討する必要があると言えます。

問 34 あなたは、福祉や健康について、どのような情報を知りたいとお考えですか。(最大3つまで)



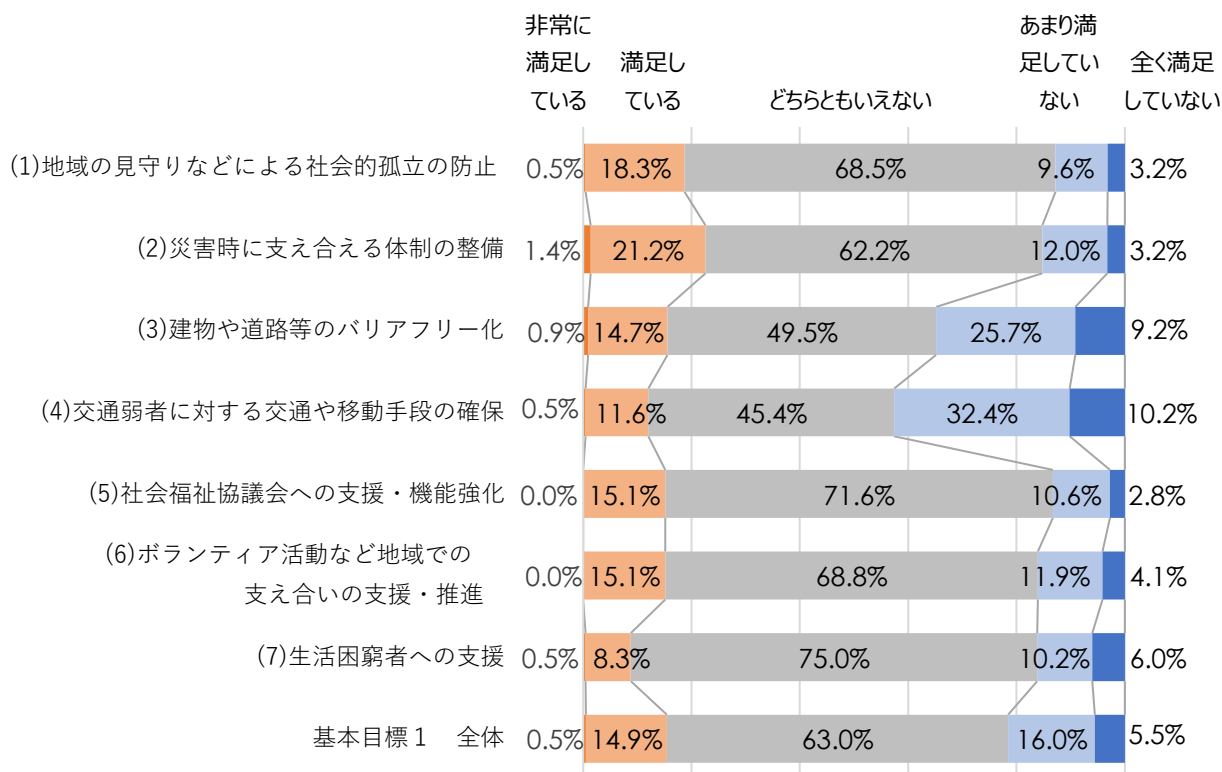
問 35 地域福祉を充実させていくため、住民と行政との関係はどのようにあるべきだとお考えですか。(1つ)



「福祉の充実のために、住民と行政が協力して取り組むべきである」と回答した人の割合が60%を超える結果となっています。結果を踏まえ、行政は地域の課題や住民のニーズを把握し、政策に反映する努力を行い、住民も主体的に地域活動へ参加することで、福祉の向上を図る必要があると考えます。

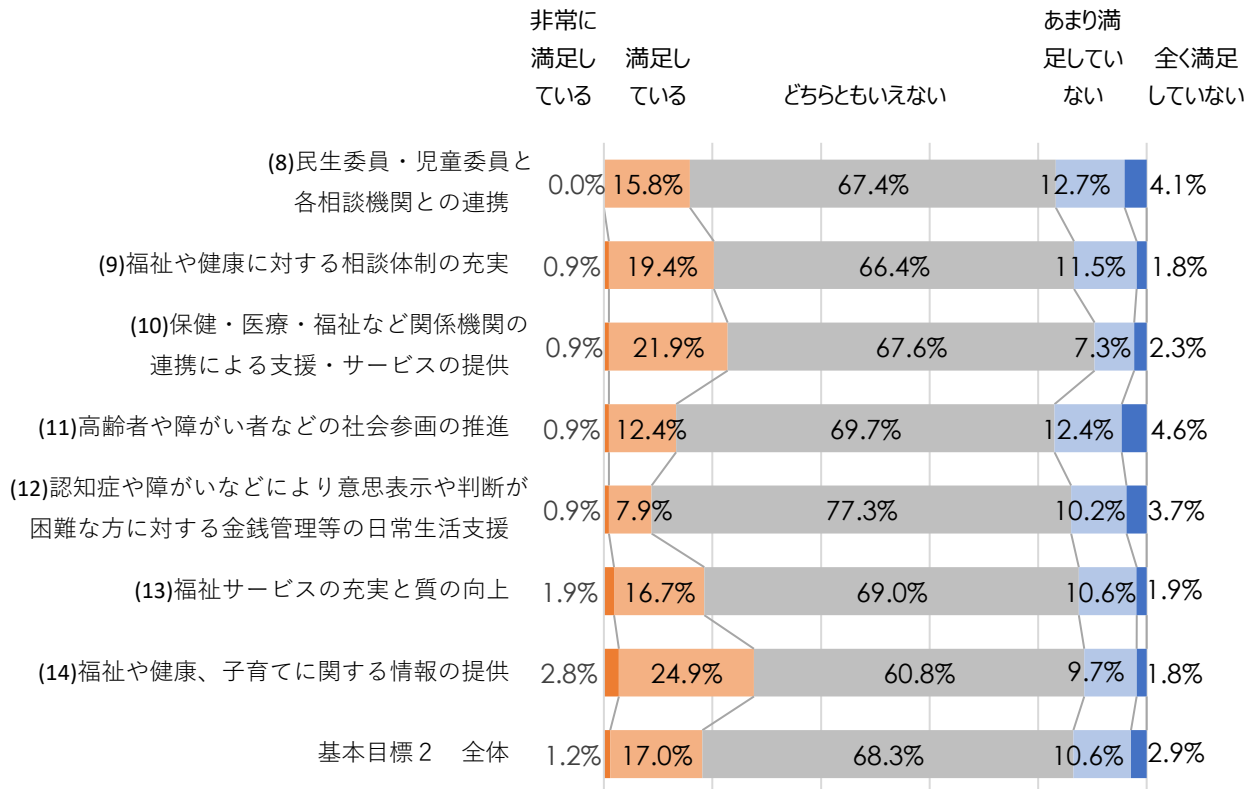
問 36 金ケ崎町では地域福祉計画で3つの目標を定め、地域福祉の推進に取り組んでいます、次に掲げる施策についてどの程度満足していますか。(1)～(17)のそれぞれについて、1～5の該当する番号を選んでください。(1つ)

基本目標1 共に支え合うことができる地域環境づくり



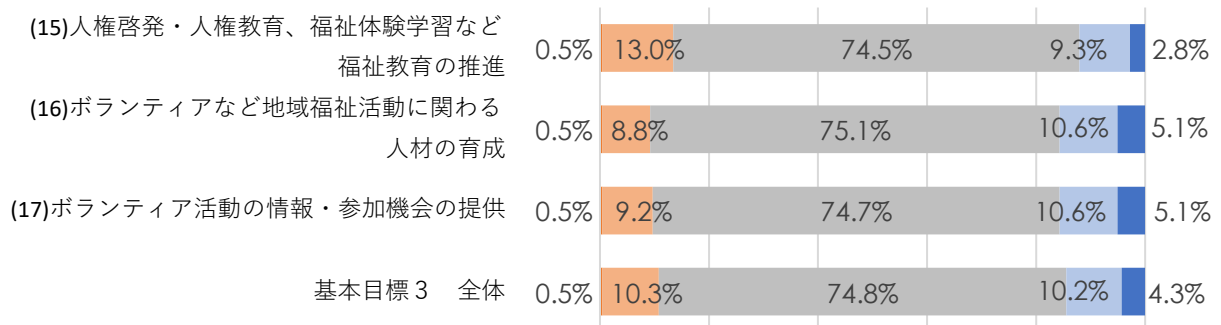
基本目標1に掲げる各施策を見ると、「建物や道路等のバリアフリー化」や「交通弱者に対する交通や移動手段に対する確保」に対する満足度が他の項目に比べ低い結果となっています。これは、高齢化の進展に伴い、通院や買い物といった日常生活に直結する移動の利便性に対し、住民のニーズが高まっていることが要因と考えられます。外出を支える基盤の整備は、社会参加を促すとともに、地域で孤立せず、安心して自分らしい生活を送り続けるための重要な要素です。地域の状況を考慮し、関係部局と情報を共有しながら、より効果的かつ効率的な施策のあり方を検討していく必要があります。

## 基本目標2 支援を必要とする人が確実に福祉サービスを受けられる仕組みづくり



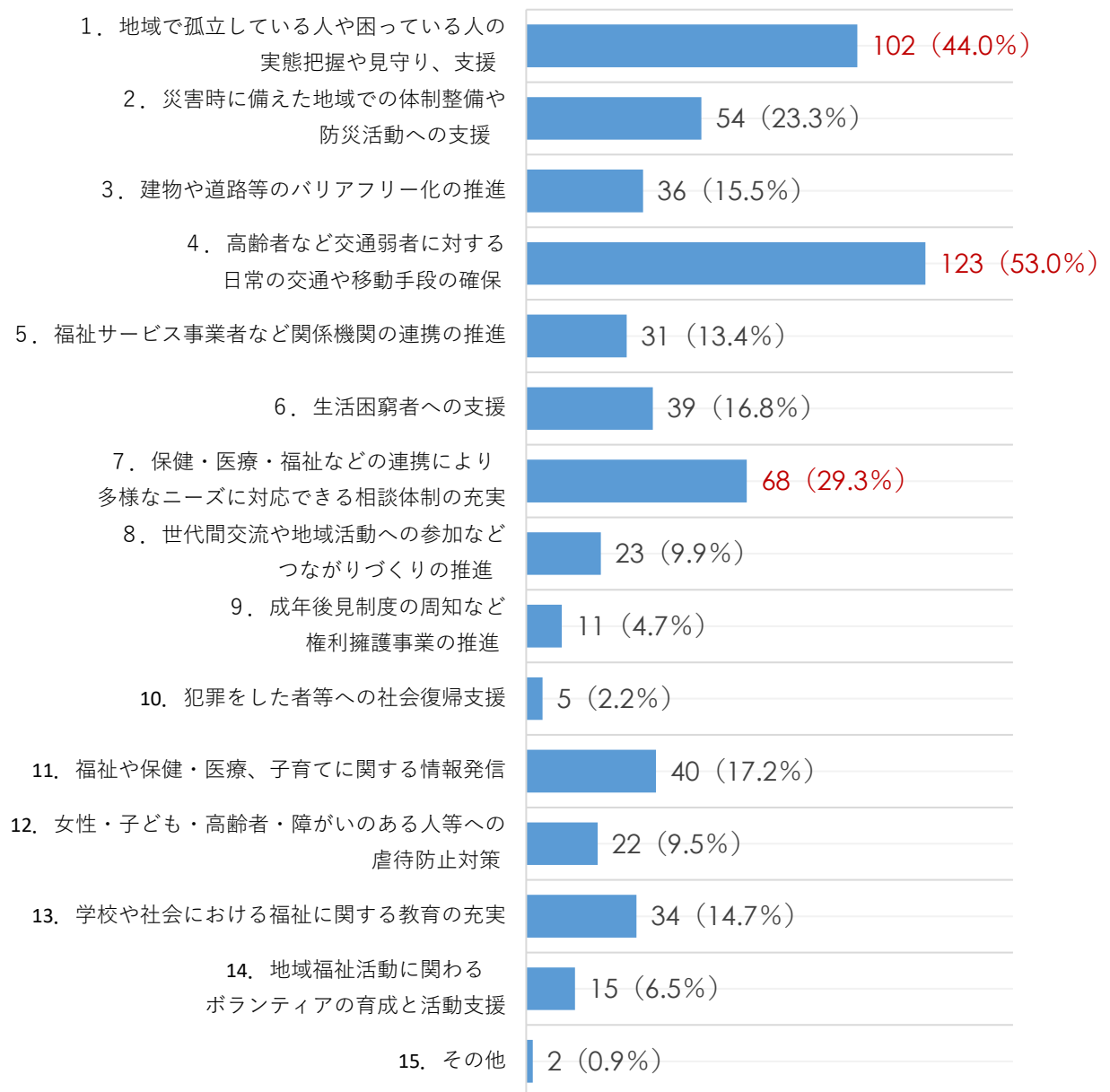
基本目標2全体では満足していると回答した人の割合が満足していないと回答した割合を上回っています。満足度が低い個別の施策については、福祉サービスの認知度や利用しやすさに課題がある可能性が考えられるため、ニーズの把握を進めるとともに、個々の事情に配慮した柔軟な対応や施策の改善によって、さらに高い満足度を目指す必要があると考えられます。

## 基本目標3 地域福祉を担う人づくり



基本目標3全体では満足していると回答した人の割合が満足していないと回答した人の割合を3.7%下回っています。また、「どちらともいえない」と回答した人の割合が74.8%と他の基本目標と比較して高いことから、施策が生活に影響を与えていない、もしくは関わりが薄い状況であると考えられます。特にボランティアに関連する施策については満足度が低いことから、住民が関心を持ちやすい取り組みや参加促進の工夫など、施策の改善が必要と考えます。

問 37 今後、金ケ崎町の地域福祉を充実させ、誰もが健やかで安心して暮らせる地域づくりを進めるため、特に重要だと思う取り組みを次の中から選んでください。(3つまで)



問 37 の結果では、「高齢者など交通弱者に対する日常の交通や移動手段の確保」が最も重要な取り組みとして選ばれています。問 36 の結果で交通弱者に対する交通や移動手段の確保の満足度が最も低かったことを踏まえると、移動の困難さが、日々の生活や社会参加への大きな障壁となっていることを示しています。また、孤立している人への支援や保健・医療・福祉の連携強化の票数も高いことから、これらが地域福祉において重要な課題として認識されていることが示されています。

交通弱者への対策と併せて、実態把握を通じた孤立解消や、複雑なニーズに対応可能な相談体制の充実を図ることで、金ケ崎町の地域福祉が向上し、住民が安心して暮らせる環境づくりが実現可能になると考えられます。

## 問 37 自由意見

(地域福祉を充実するための) 取り組みについて、具体的な意見があれば自由記載欄に記載してください。

(寄せられたご意見の趣旨等が変わらないよう、基本的にアンケートに記入された内容のまま掲載しています。)

## 【実態把握や見守りについて】

- ・実態把握や見守り支援は必要と思いますが、民生委員の負担が大きい。なり手がいないなど課題があると思うので、サポーターを増やす取り組みが大切かと思います。
- ・地域で孤立している人や困っている人の実態把握と見守りが支援のスタートだと思います。しかし、「誰が、どの機関が」把握し支援するのかとなると、プライバシーの問題や人間関係もあり、地域の活動だけで対応するのは難しい。
- ・孤立をなくすためグループホーム等の設立もよいのではないかと。
- ・仕事をしている間に高齢の家族が倒れた場合など、地域として気づいてもらえたりしないか。
- ・独居や空き家が多くなり、地域住民だけでは見守りや支援や災害時の協力などが困難になってきている。

## 【空き家対策について】

- ・空き家問題の解決のため一人暮らしの高齢者の方には生前から行政や社会福祉協議会などが相談窓口になり、相続の確認作業や手続きの支援をして、空き家の放置にならないようにサポートしていただきたい。
- ・持ち家処分の公的援助の拡大。

## 【交通について】

- ・身体に不自由を抱える高齢者が一人で買い物をしている姿を目の当たりにし、手助けを躊躇してしまった経験がある。また、自力で帰宅する様子に熱中症で倒れないか心配になった。日常の交通や移動支援が充実していれば買い物の負担が軽減されると思う。「人生の先輩方」が安心して生活できる環境であってほしい。
- ・町内のスーパー・診療所に午前・午後1回は行って帰って来れると助かります。
- ・バスが無くなり、今後は乗り合いタクシーまたは町の車による(無料でなくていい)交通手段の確保が必要だと思う。
- ・今は車の運転ができて自由に買い物などもできているので問題ありませんが、今後、車の運転ができなくなり、一人で生活することになった時のことを考えると不安なことが色々ある。
- ・田園バスをスクールバスの範囲外に住んでいる児童・生徒も利用できるような時間に運行してくれたら嬉しいです。自転車を利用できない冬期間や雨天時に共働きで送迎できないためとても困っています。
- ・今は車の運転もできて病院や買い物にも行けますが、5年、10年後に健康面など漠然とした不安が募ります。
- ・交通(道路)に関しては白線が分からないので運転に不安を感じることもある。
- ・農免道路の舗装を直してほしい。
- ・歩道が狭く、ガタガタして歩きづらいところが多すぎる。(特に街地区)

【福祉に関する周知啓発・情報発信について】

- ・町の地域福祉計画については取り組み自体が良く分からない。
- ・高齢者、犯罪をした方、障がい者といった特定の対象者だけでなく、一般町民であっても福祉について情報を得て利用でき、平等に恩恵を受けることができれば、金ケ崎町の掲げる取り組みに関わる方々が増えると思います。そのための土台作りに積極的に取り組んでほしい。
- ・バスは運行しているのか、困ったときにどのようなサービスがあるのかなど分からないことが多いので情報発信をしていただくと助かります。
- ・広報も毎回見ているわけではなく、相談窓口や電話番号があるという情報くらいしか分からない。

【地域活動について】

- ・いずれ仕事を辞めて自宅にいたることが多くなった時に何かしら隣近所の手助けになるようなことができると思っています。
- ・自治会の区割りの見直し。
- ・集会所の建て替えを推進（町の負担で年2か所など）。

【まちづくり全般（定住促進・子育て支援など）について】

- ・長い目で見て、若い人たちが移住や仕事や施設・店に足を運んでもらえる環境づくりも大切だと思う。
- ・金ケ崎に来たい、住みたいと思うようなまちづくりをしてほしい。それが福祉につながると思います。
- ・近年はクマの出没も多いため、子どもが安心して遊べる室内遊び場がほしい。そこを地域交流の場として、子どもたち、親世代、高齢者と幅広くつながる環境をつくっていただければ、自然と地域の人と交流もでき、見守りや支援にもつながっていく気がします。

【その他】

- ・「子どもを叱るな。通ってきた道だもの」「老人を笑うな。どうせ通る道だもの」と皆が理解し、考えていきたい。
- ・地区でミニデイサービス事業（地域の集いの場）が月1回あり、参加しています。
- ・介護福祉施設の入居枠の拡大。
- ・介助するヘルパーが足りず、介護施設運営が大変な状況です。

【行政に対する意見】

- ・福祉に関する知識を多く持った方々を雇用して、専門職として働いてもらう。スペシャリストの育成。
- ・昔ながらの家庭、新しく町に入られた家族、高齢者世帯、独居などさまざまな事情もあり、複雑化し行政事務も大変かと思えます。
- ・安全・安心して暮らせる地区や相談窓口があればよいと思います。
- ・時の流れが早いので、目の前の課題を一つ一つ丁寧に解決していくしかないと思う。

## 金ヶ崎町地域福祉計画策定委員会設置要綱

### (趣旨)

第1 この要綱は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定する地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定するため、金ヶ崎町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事務)

第2 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定に関する基本的な事項
- (2) その他計画の策定に関する必要な事項

### (組織)

第3 委員会は、12人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 社会福祉関係団体の関係者
- (3) 町民活動団体の関係者
- (4) ボランティア団体、特定非営利活動法人の関係者
- (5) その他町長が適当と認める者

### (委員の任期)

第4 委員の任期は、委嘱された日から令和8年3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第5 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長がこれを決する。
- 3 委員長は、第3に規定する委員のほか、会議の運営上必要な者の出席を求めることができる。

### (庶務)

第7 委員会の庶務は、福祉担当課において処理する。

### (補則)

第8 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和7年12月5日から施行する。

## 金ケ崎町地域福祉計画策定委員会委員名簿

令和8年1月29日～令和3年3月31日

	所 属	職	氏 名	備 考
1	金ケ崎町 民生委員児童委員協議会	会長	佐 藤 千 春	委員長
2	金ケ崎町 自治会長連絡協議会	会長	及 川 敏 雄	副委員長
3	金ケ崎町 社会福祉協議会	総務企画・ 地域福祉課長	郡 司 彰	
4	金ケ崎町 老人クラブ連合会	会長	西 久 雄	
5	金ケ崎町 身体障害者福祉協会	会長	及 川 満 幸	
6	金ケ崎町 手をつなぐ会	会長	梅 原 功	
7	奥州地区保護司会 金ケ崎支部	支部長	高 橋 知	
8	金ケ崎町 ボランティア連絡協議会	会長	菊 地 成 寿	
9	NPO法人輝き	事務局長	千 葉 秀 司	
10	金ケ崎町 女性百人会	理事	佐 藤 英 子	
11	子育てサークル 「はあと♡ママ」	代表	小 南 麻 衣	

## 計画の策定経過

年月日	事 項	内 容
R7.11.21 ～12.15	アンケート調査実施	対象：無作為抽出した18歳以上の町民564人 回答者数232名（回収率41.1%）
R8.1.29	第1回策定委員会	・委嘱状交付 【協議】 ・地域福祉計画について（計画の役割と位置付け） ・計画策定スケジュールについて ・地域福祉計画アンケート調査結果について ・計画の概要について
R8.2.20	第2回策定委員会	【協議】 ・計画（素案）について
R8.4.17	議員全員協議会	計画（案）について議員説明
R8.4.23 ～5.8	パブリックコメント	町ホームページへの掲載、町主要施設への意見箱設置により実施
R8.5月	金ヶ崎町福祉審議会	計画諮問、答申